
第2次静岡市再犯防止推進計画

【令和5～10年度】



第72回社会を明るくする運動 静岡庁舎本館イエローライトアップの様子

令和5年3月

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少していますが、再犯者率は依然として高く、今後、地域の安全・安心を一層確保するにあたり、再犯防止の取組の推進が重要となっています。

再犯の防止に関しては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、翌平成29年には国による再犯防止推進計画が策定されるなどの整備が進められてきているところです。

私も保護司としての活動を通じて再犯防止の推進については必要性を強く感じており、本市でも、国の計画を踏まえ、令和3年3月に第1次静岡市再犯防止推進計画を策定し、2年間の計画期間において、再犯防止の推進を行ってまいりました。再犯防止の推進は、効果がすぐにあられるものではなく、支援対象者に寄り添った「息の長い」支援が必要な取組です。そのため、これまでの計画を見直し、今後も引き続き、住民に最も近い基礎自治体として、再犯防止を推進するため、ここに第2次静岡市再犯防止推進計画を策定しました。

策定に当たっては、市内の関係機関、団体等の皆様から多くの貴重な御意見をいただきましたことを、心より感謝いたします。

本市は、平成30年6月に国から「SDGs未来都市」に、同年7月には国連からアジア圏唯一の「SDGsハブ都市」に選定されました。その理念は、「誰一人取り残さない」という究極の理想にあり、再犯防止もまた、理念を同じくするところだと考えています。

今後、再犯防止を通じて、市民一人一人が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指していくため、関係機関、団体等の皆様と連携して、本計画に基づく取組を推進してまいります。

市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和5年3月 静岡市長 田辺信宏



目 次

第1 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨等
 - (1) 計画策定の趣旨 1
 - (2) 計画の位置付け 2
 - (3) 計画の期間 3
 - (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者 3

第2 再犯防止を取り巻く状況

- 1 犯罪をした者等の処遇と支援について
 - (1) 犯罪者処遇と支援の概要
 - ア 刑事事件の流れ 4
 - イ 少年事件の流れ 6
 - ウ 関連する法改正等 8
 - エ 国、県や民間団体の取組 11
 - 2 犯罪等に関する統計データ
 - (1) 全国の状況 24
 - (2) 静岡市の状況 26
 - (3) 静岡市内の警察署で検挙された者の数 28
 - (4) 起訴、不起訴の件数 31
 - (5) 高齢者と再犯 32
 - (6) 薬物事犯と再犯 33
 - (7) 少年事件と再犯 34
 - (8) 住居・就労に関する状況 35
 - (9) 更生保護に関する状況 36

第3 基本理念、基本方針

- (1) 基本理念 37
- (2) 基本方針 39

- (3) 基本施策と重点施策……………40
- (4) 成果指標 ……………42

第4 再犯防止施策の展開

- 1 個々の適性を踏まえた就労支援の充実 ……………46
- 2 対象者の特性に応じた住居確保と支援 ……………49
- 3 対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進等
 - (1) 高齢者・障がいのある人などで
犯罪をしてしまった者等への支援 ……………52
 - (2) 薬物等の依存症の人で
犯罪をしてしまった者等への支援 ……………56
 - (3) 少年・若年者への支援 ……………57
 - (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 ……59
【静岡市再犯防止推進事業について】 ……………61
- 4 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等 ……………63
- 5 国・民間団体等との連携強化 ……………66
 - (参考) 犯罪等に強いまちづくり ……………67

第5 計画の推進体制等

- 1 推進体制 ……………68
- 2 進行管理 ……………68

第6 資料

- 1 再犯の防止等の推進に関する法律（概要・条文）……………69
- 2 静岡市再犯防止推進協議会の組織等 ……………76
- 3 市民意識調査の結果 ……………77

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」）が成立し、施行されました。再犯防止推進法では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務は、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

これを受け、静岡市においても、令和3年3月に初めて「静岡市再犯防止推進計画」を策定し、計画に基づき、再犯防止推進事業を実施してきました。

静岡市の刑法犯認知件数は、平成12年に13,392件に達しピークを迎えていましたが、令和3年には2,907件と大きく減少しました。しかし、刑法犯により検挙された者のうち再犯者が占める割合（再犯者率）は上昇を続け、令和2年には全国数値と同じ、49.1パーセントで過去最高となりました。最新の令和3年の数字では48.4パーセントとやや下がりましたが、依然として再犯者率は5割近い数字となっています。

本市は、平成30年度に国から「SDGs（※）未来都市」に、国連からアジア圏唯一の「SDGsハブ都市」に選定されました。誰一人取り残さない社会の実現に向けて、SDGsのゴールの達成に寄与する取組を進めています。

再犯者が多い犯罪として、窃盗、傷害及び覚醒剤取締法違反が挙げられます。その背景には、高齢、障がい、生活困窮や厳しい生育環境が影響していることも少なくありません。それらの人の中には、適切な福祉的支援等を受けられれば、再犯に及ばずに、社会で暮らしていくことができる方もいます。

犯罪を抑止し、安全に安心して暮らせる地域社会の実現のためには、再犯防止を進めていくことが重要です。これまでの計画の見直しを行い、引き続き、再犯防止の推進を目指すため、第2次静岡市再犯防止推進計画を策定することとなりました。

また、本計画に基づく再犯防止施策は、犯罪により尊い命を失った方々の遺族、今もなお犯罪被害によって精神的・肉体的苦痛を強いられている方々の心情に配慮しつつ、犯罪をした者等が自らの責任を自覚し、社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて推進していきます。

※Sustainable Development Goals

（持続可能な開発目標）



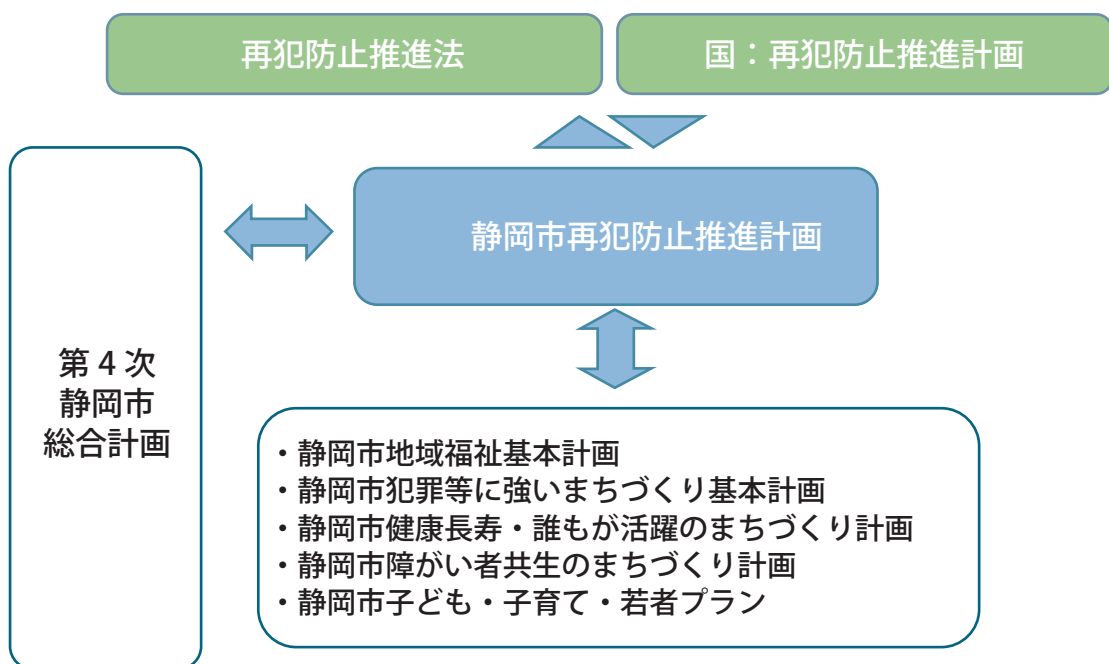
(2) 計画の位置付け

本計画は、**再犯防止推進法第8条第1項**の規定に基づき、国計画を勘案して、静岡市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（**地方再犯防止推進計画**）として策定します。

また、静岡市では、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第15条第1項の規定に基づき総合計画（令和5年度からは第4次静岡市総合計画）を策定しており、各行政分野の計画は、総合計画に即して策定されています（同条第3項）。

静岡市では、「静岡市地域福祉基本計画」のほか、地域の防犯力向上のための基本的な考え方や方策、推進体制を示した「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」等、分野に応じた各種計画を策定していますが、その中には再犯防止に関連のあるものもあります。

本計画は「地域共生社会の実現」を目的とする保健福祉をはじめ、関連する分野別計画と調和のとれたものとして策定します。



(3) 計画の期間

前計画では、静岡市の第3次総合計画に終期を合わせ、令和3年度から令和4年度までの2か年の計画でしたが、今回策定した第2次再犯防止推進計画は、次回の改定を国計画の期間である5年間に合わせられるよう、令和10年度までの6年間の計画とします。6年間の計画期間中であっても、法改正や国計画の改定等の状況に応じ、適宜必要な見直しを行います。

(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のことをいい、入所受刑者、満期釈放者ばかりでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者など犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含みます。

なお、再犯防止推進法第2条第1項の「犯罪をした者等」の認定に当たっては、再犯防止推進法の成立時に「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること」との附帯決議がなされていることに留意する必要があります。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が再び犯罪や非行をすることを防ぐことをいいます。

【参考：再犯防止推進法】

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

第2 再犯防止を取り巻く状況

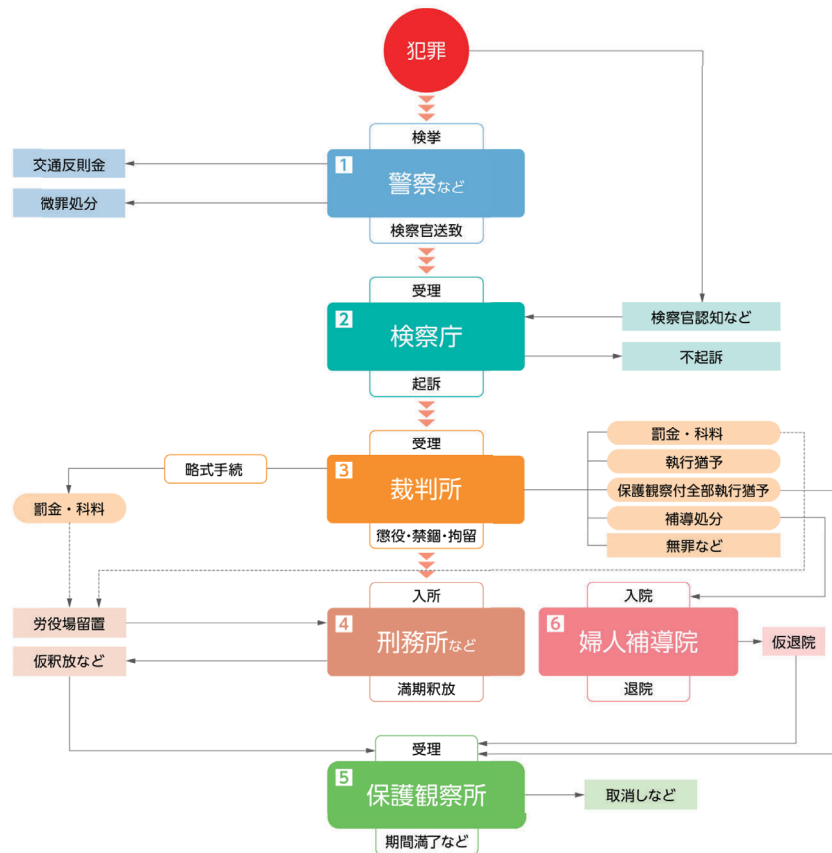
1 犯罪をした者等の処遇と支援について

(1) 犯罪者処遇と支援の概要

犯罪をした者等は、警察に検挙されたのち、検察庁、裁判所、保護観察所などの国等機関の権限において、様々な段階で処遇を受けます。再犯防止の推進にあたっては、これらの手続きの過程において犯罪をした者等が地域社会に戻るための適切な支援が必要です。

例えば、検察庁の不起訴あるいは執行猶予判決等による釈放段階の支援が「入口支援」と言われているのに対し、刑務所等出所時における支援は、刑事司法の出口であることから「出口支援」と言われています。ここでは一般的に犯罪をした者等がどのような処遇や支援を受けるかの流れについて掲載しています。

ア 刑事事件の流れ

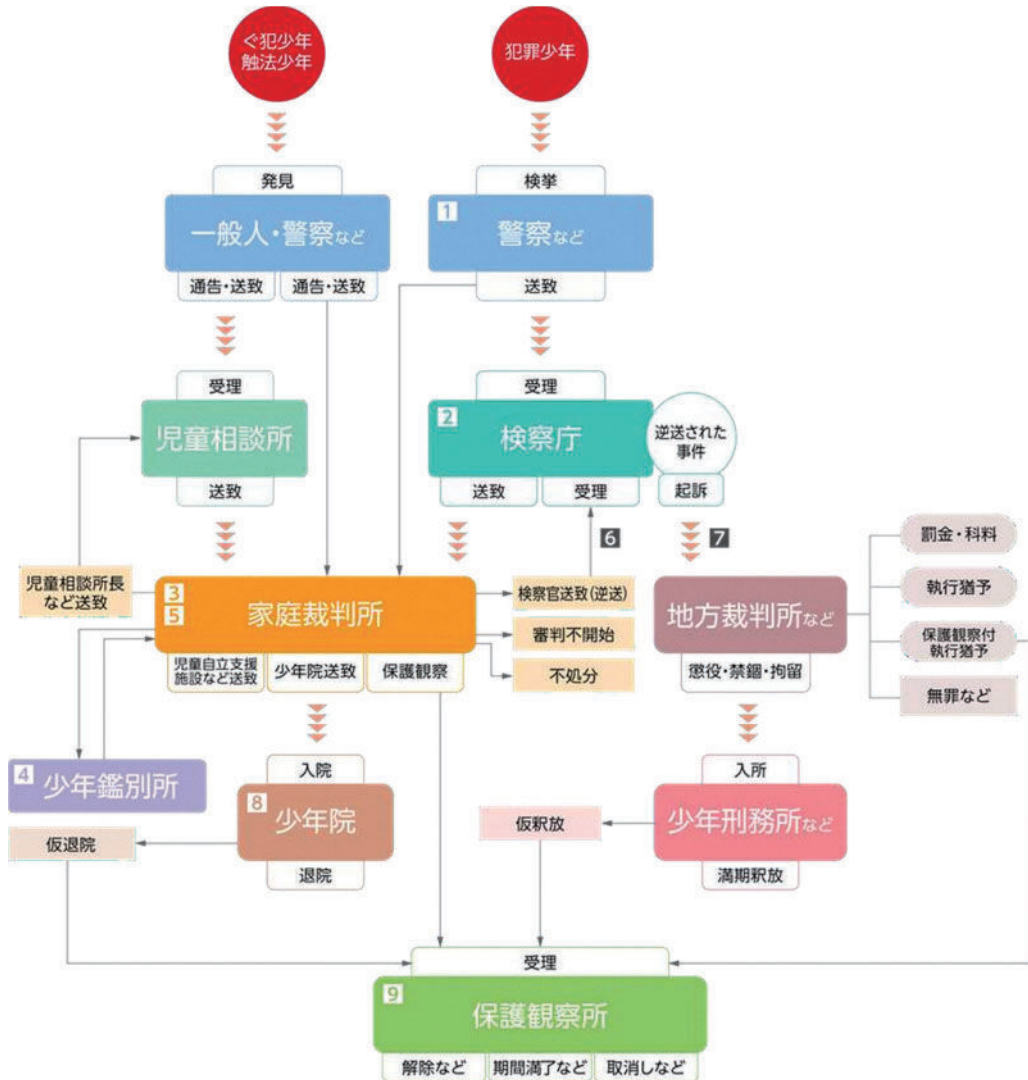


出典：令和4年版再犯防止推進白書

- 1 警察など
警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。
- 2 検察庁
検察官は、警察等から送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。
また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。
- 3 裁判所
裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。
なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。
- 4 刑務所など
有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。
刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。
なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。
- 5 保護観察所
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援助を受けることとなります。
- 6 婦人補導院
売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

※令和5年3月現在の状況です。法改正などにより、一部内容は変更される可能性があります。

イ 少年事件の流れ



出典：令和4年版再犯防止推進白書

- 1 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。
- 2 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

3 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行った
り、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を求めたりします。

4 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識及び技術に基づき、非行等
に至る心理を解明し、処遇の指針を立てるため鑑別を行い、その結果を家庭裁判所
に提出します。

5 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に
付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始す
るのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

3家庭裁判所の調査や4少年鑑別所の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分
に付する必要があると認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付す
ることを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

なお、少年審判において、一定の事件で非行事実を認定するため必要があるとき
は、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

6 7 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件につ
いて刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致（逆送）し、これを受け
た検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると認めるときは、原則、公
訴を提起（起訴）します。

8 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収
容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

9 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された
場合などは、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボラ
ンティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

※令和5年3月現在の状況です。法改正などにより、一部内容は変更される可能性があります。

ウ 関連する法改正等

再犯防止、更生保護施策に関する法改正について

【少年法の改正】

令和3年5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されました。成年年齢を18歳とする民法の一部を改正する法律も施行されました。

今回の少年法改正は、18, 19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。

改正少年法の主なポイント

①少年法の適用

18, 19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ家庭裁判所が処分を決定します。

ただし、原則逆送対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われるなど、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。

②原則逆送対象事件の拡大

原則として逆送決定がされる原則逆送対象事件に、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件(例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪、組織的詐欺罪などが該当)が追加されます。

③実名報道の解禁

少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のときに犯した事件について起訴された場合(略式手続きの場合は除く)には、禁止が解除されます。

【刑法の改正】

令和 4 年 6 月 13 日に刑法等の一部を改正する法律が成立しました(施行は令和 7 年頃予定)。これにより、懲役刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑に統一されるなどの改正がされました。そのほか、再度の執行猶予の拡充など、更生保護に関する状況が大きく変わることが想定されます(再犯防止の推進に関わる部分のみ紹介しています。この他改正に関しての詳しい内容については、法務省等の情報をご覧ください。)

改正刑法の主なポイント

①懲役刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑に統一

現行の刑法 9 条で定められている 2 種類の刑罰である「懲役」と「禁錮」が廃止、一本化され、「拘禁刑」が創設されます。これまで、懲役刑となった者は、服役中に木工や洋裁などの刑務作業が義務化されていました。しかし、今回の改正により、作業義務に縛られることなく、受刑者の特性に応じて、矯正のために相応しい処遇がされることとなります。高齢受刑者のリハビリや、若年受刑者の学力向上のための指導など、受刑者それぞれの状況に応じた処遇を下すことにより、出所後の社会復帰や再犯防止につなげます。

②再度の執行猶予を付すことが可能な年数の引き上げ

執行猶予中に再度犯罪をしてしまった場合、もう一度執行猶予をつけることができるというのが「再度の執行猶予」という制度です。これまでは、執行猶予期間中に犯してしまった犯罪に対し「一年以下の懲役又は禁錮」の判決が言い渡された場合にのみ、再度の執行猶予を付けることができました。しかし、今回の改正によりその期間が、「二年以下」に引き上げられました。例えば、執行猶予期間中に窃盗を行い、1 年 6 か月の判決を受けた場合、再度の執行猶予は付けられず、必ず実刑になっていたものが、改正で「二年以下の拘禁刑」になったことにより、この場合も、再度の執行猶予を付すことができるようになります。

今回の改正により、執行猶予制度の柔軟な活用ができ、社会の中で更生する機会を広く与えることが可能になります。

③保護観察中に再度の執行猶予を付すことが可能に

保護観察とは、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官と保護司による指導監督・補導援護を受けるものです。現行の法律では、保護観察中に再度犯罪をしてしまった場合、再度の執行猶予を付すことはできませんでしたが、今回の改正により、保護観察中であっても再度の執行猶予を付すことができるようになりました。これまでは、保護観察中に依存症等の治療や処遇等を行っていた際も、再犯によりその治療等を中断して服役しなければならなくなるなどの課題がありました。改正により、再度の執行猶予を付すことができるようになり、継続的な治療等が可能となるなど、保護観察制度の積極的な活用が期待されます。

④更生緊急保護の期間の延長

更生緊急保護とは、事件を起こした後、起訴猶予や執行猶予となり、身柄の拘束から解放された人や刑務所から満期釈放となった人で、親族からの援助や公共の保護等を受けることができない場合に、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施するものです。これまで更生緊急保護の期間は、最長1年とされていたものが、改正により最長2年に延長されました。更生緊急保護の期間は、宿泊場所や食事の提供だけでなく、就労支援や生活指導等も行われるため、期間が延長されることにより、より充実した改善更生が図られ、スムーズな社会復帰や再犯防止の推進につながると考えられます。



エ 国、県や民間団体の取組

(ア) 刑務所

刑務所は、法務省所管の刑事施設です。刑事施設には、懲役・禁錮・拘留の刑が確定した受刑者を収容する刑務所と、刑が確定していない被疑者や被告人等を収容する拘置所があります。

刑務所における再犯防止に向けた矯正処遇は、大きく①刑務作業、②改善指導、③教科指導に分けられます。

①刑務作業は、受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識、技能を習得させることを目的に実施しています。刑務作業は、生産作業、社会貢献作業（公園等の除草作業など社会への貢献を実感し、改善更生等に資すると認められる作業）、自営作業（炊事、清掃など施設の運営に必要な作業）、職業訓練に分かれますが、中でも職業訓練は、自動車整備、電機通信設備、介護福祉、情報処理技術など 50 種類以上の訓練が各地の刑務所で行われており、全国又は地域から、あるいは施設ごとに希望者を募り、適格者を選定して実施しています。

②改善指導は、受刑者に自らの責任を自覚させ、健康な心身を培い、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得させることを目的に行われており、一般改善指導と特別改善指導に分けられます。

一般改善指導は、広く受刑者一般を対象として行われているもの（被害者感情理解指導など）のほか、全国共通の標準化されたプログラムに基づいて行うもの（暴力防止プログラム、アルコール依存回復プログラム、社会復帰支援指導、窃盗防止指導、特殊詐欺防止指導など）があります。

特別改善指導は、特定の事情を有することによって改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行うもので、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導の 6 類型があり、いずれも全国共通の標準化されたプログラムに基づいて行っています。

とりわけ、専門性の高い性犯罪再犯防止指導や薬物依存離脱指導は、認知行動療法を取り入れ、教育専門官（法務教官）、調査専門官（法務技官）やこれに精通した処遇カウンセラー（公認心理師など）が取り組んでいます。薬物依存離脱指導では、社会復帰後の支援を視野に入れ、民間団体の方の協力も受けています。

③教科指導は、社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる者、学力向上が円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に対して学校教育の内容に準じた指導を行っており、高等学校卒業程度認定試験も実施しています。

近時は、出所時の就労の確保に向けて厚生労働省の協力を得て、施設内でハローワークの職員による職業相談、職業紹介等を実施するなど就労支援に取り組んでおり、また、高齢であったり、障がいのある受刑者に対しては、社会福祉士等を通じて出所後速やかに福祉サービスにつながるよう調整する福祉的支援に力を入れています。

静岡刑務所に入所する人

静岡刑務所には、主に裁判所で懲役刑が確定した26歳以上の男子受刑者のうち、実刑期10年未満で犯罪傾向の進んでいない人を収容しています。



施設外観

(所在地：静岡市葵区東千代田三丁目1-1)



職業訓練の様子

(イ) 少年院

少年院は、家庭裁判所において少年院送致決定を受けた少年や特定保護観察中に少年院への収容決定を受けた者を収容する、法務省所管の施設です。

少年院では、少年鑑別所が作成した処遇指針等に基づいて、「個人別矯正教育計画」を策定し、個々の特性に応じた矯正教育を実施しています。

具体的には、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させる生活指導、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる職業指導、教科指導、体育指導、情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、クラブ活動や社会貢献活動等を行う特別活動指導などを行っています。

このうち生活指導では、在院者が非行に及んだ問題性の改善等を図るため、基本的な生活態度等に係る指導や保護者との関係に関する指導等のほか、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、交友関係指導、さらに成年年齢に達した者を対象とした成年社会参画指導などを実施しています。

少年院の標準在院期間は、おおむね11か月であり、この間、個別担任を中心に、多くの法務教官から指導を受けます。また、保護者等への協力の求め、就労支援や復学・進学に向けた修学支援など円滑な社会復帰に向けた支援も実施しています。

少年院からの出院は、ほとんどが地方更生保護委員会による仮退院決定によるもので、出院後は保護観察として、保護観察官・保護司の指導と監督受けながら社会復帰を目指します。

令和4年4月から成人年齢が18歳以上となり、少年院の教育活動は大きな転換期を迎えていますが、在院者の健全育成の一層の進展を図るとともに、災害時や地域の再犯防止推進事業への協力など、地域社会に貢献できる施設として幅広い活動に取り組んでいます。



施設外観 (所在地：静岡市葵区内牧118番地)

(ウ) 少年鑑別所（法務少年支援センター）

少年鑑別所では、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする、法務省所管の施設です。

①鑑別

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

②観護処遇

観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働きかけを行うことによって、その健全な育成に努めています。

③地域援助

「法務少年支援センター」として、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

静岡少年鑑別所も、「法務少年支援センター静岡」として、以下のような依頼に対応しています。

- 能力・性格の調査
- 問題行動の分析や指導方法等の提案
- 本人や家族に対する心理相談
- 事例検討会（ケース会議）等への参加
- 研修・講演
- 法教育授業



施設外観 所在地：静岡市駿河区小鹿二丁目27番7号

(エ) 保護観察所

静岡保護観察所は、静岡県下における、①保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）、②少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）、③仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された者）、④保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者）等に対する保護観察を実施しています。

保護観察においては、対象者の社会内での立ち直りに向けた指導や支援を行っており、具体的には、定期的に対象者と面接して指導・助言を行うほか、個々の対象者の特性に応じて、4種類の専門的処遇プログラムやしよく罪指導プログラムを実施するとともに、社会貢献活動に参加させたり、就労支援や医療・保健・福祉機関との調整を行うなどしています。

この保護観察は、更生保護施設や保護司を始めとする更生保護ボランティアの協力を得ながら実施されています。

このほか、静岡保護観察所は、刑務所や少年院に収容されている者の生活環境の調整、「社会を明るくする運動」を始めとする犯罪予防活動、更生保護における被害者等施策、医療観察制度における生活環境の調査や調整、精神保健観察等も担っています。

(オ) 公共職業安定所

公共職業安定所（愛称：ハローワーク）では、法務省と厚生労働省との連携により、平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施し、矯正施設、保護観察所及びハローワーク等が連携する仕組みを構築した上で就労支援を行っています。具体的な取組は、大きく次の3つに分けられます。

①「矯正機関・更生保護機関と職業安定機関の連携の強化」

…刑務所、少年院、保護観察所及び更生保護法人とハローワークとの連携強化のため、刑務所出所者等の就労支援を推進するための協議会を開催しています。

②「刑務所受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の推進」

…入所・入院の早い段階から就職援助について説明を実施し、在所・在院中に円滑な社会復帰に向けた社会適応訓練及び職業訓練などの処遇を講じるとともに、釈放期の近づいた者に対して、ハローワーク職員による職業相談・職業紹介及び職業講話、ハローワーク作成の「就職ガイドブック」の配布、ハローワークからの求人・雇用情報の提供等により、求職活動を容易にするための支援を実施しています。

③「保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対する就労支援の推進」

…保護観察対象者に対しては、ハローワークにおいて担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、ハローワーク職員等による就労支援メニューの策定、公共職業訓練の受講あっせん、協力雇用主を対象とした求人開拓、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用等の支援メニューを活用し、職場適応に向けた支援や、就職後の職場定着への支援を実施しています。

職場体験講習…実際の職場環境や業務を体験することにより、就業に対する理解と関心を深め、就業への自信の付与や事業所での就業に対する適応を図り、就職の実現を目指す。

トライアル雇用…一定期間試行的に雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

セミナー及び事業所見学会…求職活動のノウハウや就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得、就職の実現を図るためのセミナーの実施や、実際の事業所の実態や採用ニーズ等について理解を促進し、職業意識の明確化を図るための事業所見学会を実施する。

(カ) 検察庁

検察庁では、警察等から事件が送致された後、捜査をして真実を解明し、起訴か不起訴かを決定し、起訴のうち公判請求した事件については、公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督しています。

加えて、静岡地方検察庁においては、刑事政策推進室を設置して、①犯罪被害者の支援、②児童虐待事案の児童相談所・警察との三機関連携及び③罪を犯した人（主に起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、全部執行猶予の判決を受けた人（いずれもこれらの処分や刑が見込まれる人を含む。))のうち高齢、身体障がい若しくは精神障がい等により、又は生活困窮者であるがため、福祉的支援（医療的支援を含む。）が必要であって、検察が「入口支援」を実施することで再犯防止を期待できる人を対象として、社会復帰支援を行っています。

社会復帰支援は、再犯の防止のために、医療・福祉の支援が必要な被疑者・被告人（以下「対象者」という。）の同意を得て、刑事政策推進室の常勤職員である社会福祉アドバイザー（社会福祉士と介護福祉士等の有資格者）との面談を実施し、福祉的・医療的ニーズを引き出します。面談後、社会福祉アドバイザーは

居住・就労・医療・生活等の支援を検討し、対象者の希望を踏まえて、検察官に助言するとともに、必要に応じて、福祉関係機関等まで対象者に同行し、各種手続に付き添う等の同行支援を実施するという取組です。

捜査段階及び公判段階で支援した事案として、認知症が疑われる高齢者や生活困窮による食料品の万引き、知的障がいや精神障がいが疑われるのに福祉や医療の支援につながない人による犯罪などがあります。

(キ) 地域生活定着支援センター

静岡県内では、沼津市に「静岡地域生活定着支援センターひまわり」が設置され、保護観察所等と協働して以下の業務に取り組んでいます。

- ・コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行います。

- ・フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。

- ・被疑者等支援業務

留置所や拘置所等にいる間に福祉サービスの事前調整と釈放された後の支援を行います。

- ・相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

(ク) 更生保護ボランティア

a 保護司・保護司会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また、保護司は、各々に配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

市内には各区に保護司会がおかれ、各保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として、更生保護サポートセンターが設置されています。

その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。

- ・ 更生保護サポートセンター葵
静岡県葵区城東町 24-1 保健福祉複合棟 1 階
- ・ するが更生保護サポートセンター
静岡県駿河区南八幡町 3-1 みなくる内
- ・ 更生保護サポートセンター清水
静岡県清水区宮代町 1-1 は一とびあ清水 3 階

b 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

保護司組織と概ね同様に、全国組織としては、日本更生保護女性連盟があり、各地方更生保護委員会及び都道府県単位で、更生保護女性連盟があるとともに、各都道府県内には、地区更生保護女性会があります。

c BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) 会は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

保護司組織や更生保護女性会と概ね同様に、全国組織としては、日本BBS連盟があり、各地方更生保護委員会及び各都道府県単位で、BBS連盟があるとともに、各都道府県内には、地区BBS会があります。

d 協力雇用主会

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。

協力雇用主になるためには、保護観察所への登録が必要となります。

また、経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、経済諸団体や大手企業関係者等により、認定NPO法人全国就労支援事業者機構が設立されるとともに、都道府県単位のNPO法人就労支援事業者機構が設立されています。

都道府県の就労支援事業者機構では、協力雇用主に対する助成及び顕彰、犯罪をした者等に対する協力雇用主情報の提供、犯罪をした者等の雇用における円滑な受入れと定着のための支援事業、協力雇用主の増加を図る取組、犯罪予防を図るための啓発・広報等を行っています。

(ケ) 更生保護施設

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護している期間、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

施設では、その実情等に応じて、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training : 社会生活技能訓練)」、飲酒や覚醒剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行い、処遇の充実に取り組んでおり、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢や障がい等により、特に自立が困難な者を受け入れ、円滑な福祉支援等につなげる取組や、規制薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。

静岡市内には、「静岡県勸善会」と「少年の家」の2つの更生保護施設があり、各施設が関係機関と連携しながら犯罪をした者等の社会復帰を支援しています。

a 静岡県勸善会

明治13年から更生保護事業を実施し、明治23年に刑期を終えた方の施設での受入れを始めた、日本で最初の更生保護施設です。

八幡山に隣接した場所に位置し、自然豊かで四季折々の草花や野鳥に囲まれた環境で、自立に向けた温かい支援が行われています。

定員は、男子20人（成人18人、青少年2人）です。

会の方針として、善良な社会人として年齢相応の社会生活を営むことができるよう、生活指導に重点を置いた助言指導が行われています。

※令和4年4月末で事業を休止しています。



所在地：静岡市駿河区小黒二丁目1番25号

b 少年の家

全国でも数少ない青少年を主体とした更生保護施設ですが、高齢又は障がいにより特に自立が困難な対象者の受入れも行っています（指定更生保護施設）。地域の住民やボランティア等から様々な支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で社会復帰を支援しています。

定員は、男子21人（少年15人、成人6人）です。

入所した青少年は原則として自分で仕事を探しますが、こうした青少年の境遇に理解のある協力雇用主への紹介等も適宜行い、就労先の確保を支援しています。

また、金銭面では働いて得た給与の一部を施設か金融機関に預けるように指導し、自立に向けた貯蓄を行わせるほか、規則正しい生活や他人への思いやりなど、社会性を身につけるための指導をしています。

※ 少年の家の入所者の1日

- (1) 起床 朝食時間や仕事に間に合うように起きます。
- (2) 食事 朝食は6:30～7:30、夕食は18:00～19:30
- (3) 入浴 18:00～21:00
- (4) 門限 21:30（生活が軌道に乗るまでは19:00）

更生保護事業を始めたのは昭和27年からで、平成26年に施設を全面改築して、木の温もりと自然の光を感じられる建物になっています。多目的ホールも設置されており、地域の行事や集会場所としても利用されています。



施設外観



個室の様子

所在地：静岡市葵区堤町914番地の60

(コ) 静岡市社会福祉協議会

社会福祉協議会（通称「社協」）は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を目的として、都道府県、市区町を単位に設置されている民間団体です。

地域福祉の推進のため、地域住民やボランティア、福祉・保健などの関係者行政機関等と連携して、幅広い事業を行っています。

最も身近な地域で活動しているのが「市区町社会福祉協議会」で、地域住民の多様な福祉ニーズに対応するため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえた活動をしています。

静岡市社会福祉協議会（通称「静岡市社協」）は、地域住民、福祉団体・施設、企業などを会員とする組織で、社協全体の運営にあたる「理事会・評議員会」と、各区の地域福祉推進について協議する「地域福祉推進委員会」により構成されています。これらの機関は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体・施設の代表者や学識経験者などで組織され、住民の声が静岡市社協の活動に反映される仕組みになっています。

再犯防止に限らず、地域福祉全般を支える幅広い活動を行っています。

(サ) DARC (ダルク)

「DARC」とは、ドラッグ (Drug=薬物) のD、
アディクション (Addiction=嗜癖、病的依存) のA、
リハビリテーション (Rihabilitation=回復) のR、
センター (Center=施設、建物) のC
を組み合わせた造語で、覚醒剤、危険ドラッグ、有機溶剤 (シンナー等)、市販薬、その他の薬物依存から回復し、社会に復帰したいという人達の手助けをするリハビリ施設です。薬物依存症は、再犯率が極めて高いものですが、適切なプログラムによる回復を図ります。

(シ) 静岡県就労支援事業者機構

静岡県就労支援事業者機構は、県内の経済団体や事業者の協力により、罪を犯した人や非行のあった少年たちの就労支援を行い、再犯の防止により安全・安心な社会づくりに貢献する組織です。

平成27年度から法務省の「更生保護就労支援事業」を受託し、静岡県更生保護就労支援事業所を設置して、支援対象者の就職活動支援業務及び職場定着支援業務に取り組んでいます。

(ス) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法 (昭和23年法律第198号) と児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づく厚生労働大臣からの委嘱を受けて活動する地域福祉のボランティアです。

任期は3年で、一定の区域を担当し、様々な対象の方から地域での生活上の悩み、家族の問題、高齢者福祉等の相談に応じ、助言や情報提供等を行っています。

また、民生委員は児童委員も兼ねていて、児童の健全な育成のため主任児童委員と協力して地域活動を行っています。

(セ) 居住支援法人

居住支援法人 (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号) 第40条に規定する法人) とは、住宅確保要配慮者 (低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等) の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証や、円滑な入居のための情報提供や相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するものです。犯罪をした者等は釈放後や出所後に住まいがない場合も多いため、一部の居住支援法人では、住居確保の調整や相談に応じています。

(ソ) 静岡県弁護士会

静岡県弁護士会は、静岡県内に事務所を持つ弁護士及び弁護士法人の全員が加入する弁護士法に基づく法定団体です。法律相談センターの運営や各種委員会の活動を通じて基本的人権の擁護と社会正義の実現に取り組んでいます。静岡県弁護士会では、罪に問われた障がい者、高齢者及び生活困窮者の将来の社会復帰、更生支援のため、弁護士と福祉関係者が連携するための制度を運営しています。弁護士と福祉関係者が刑事手続中に連携して活動することで、将来の社会復帰後の生活の基盤の確保、福祉的支援等を適切、円滑に行い、再犯を防ぐ制度といえます。

2 犯罪等に関する統計データ

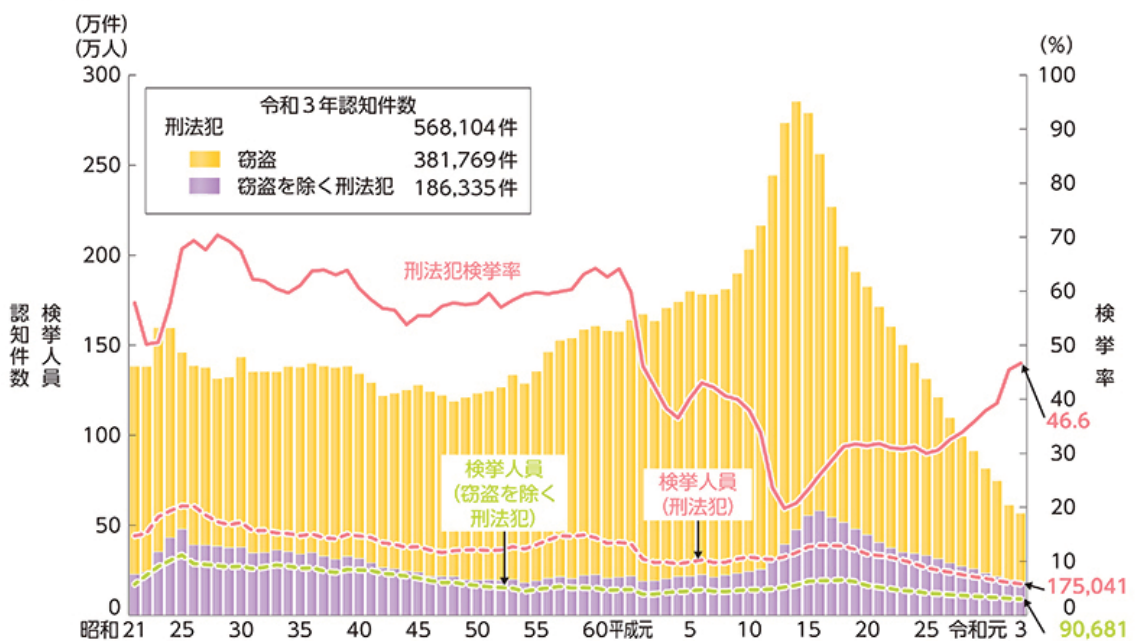
(1) 全国の状況

全国における刑法犯の認知件数は、平成期において平成元年から年々増加傾向にありましたが、14年にピーク（285万4,061件）を迎えた後は減少し続け、令和3年は56万8,104件と戦後最少を更新しています。【グラフ①】

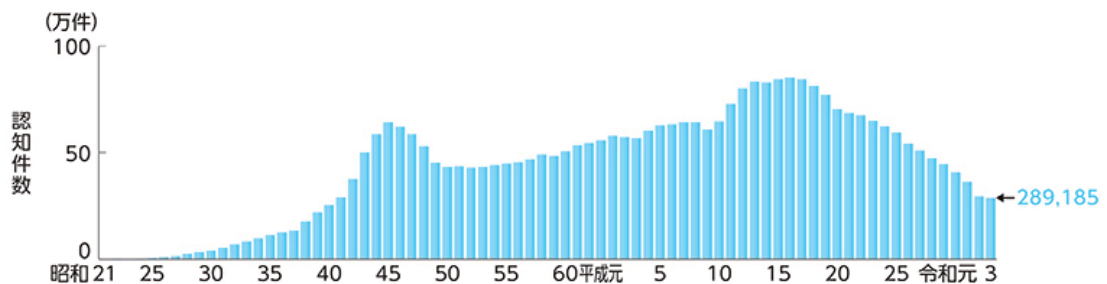
【グラフ①】 全国における刑法犯認知件数の推移

(昭和21年～令和3年)

① 刑法犯



② (参考値) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等

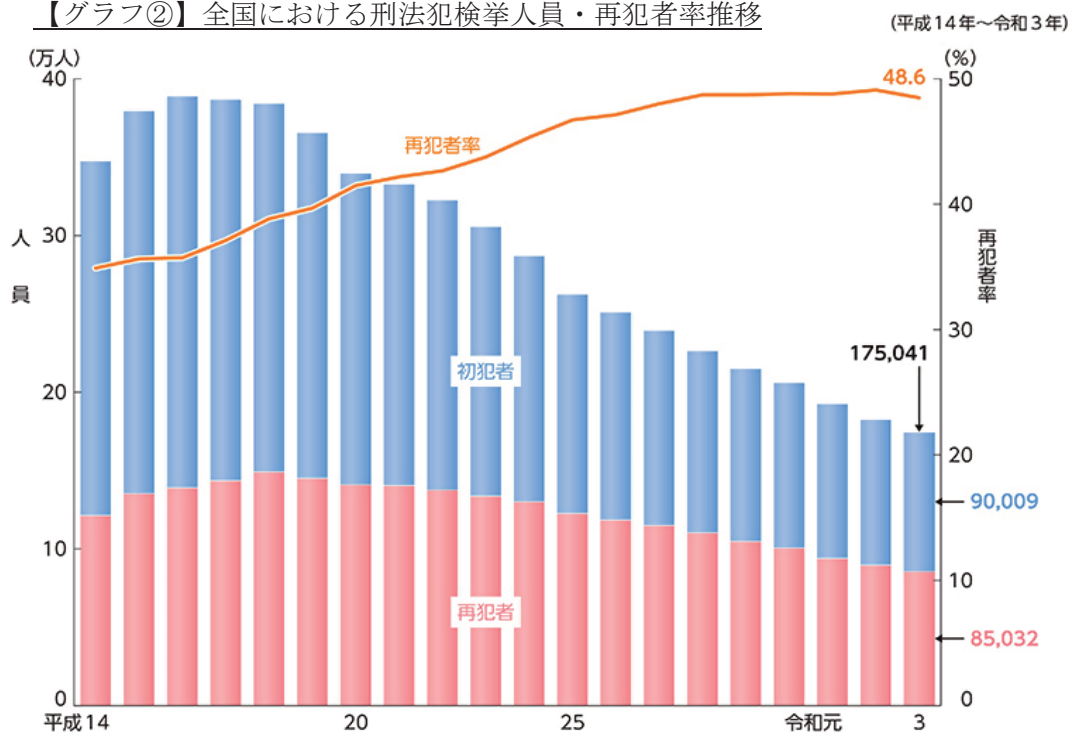


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「①刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 昭和40年以前の「②(参考値)危険運転致死傷・過失運転致死傷等」は、道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷を含む。

出典：令和4年版犯罪白書

また、全国の再犯者の数は、平成18年にピーク（14万9,164人）を迎え、その後は漸減状態にあります。それを上回るペースで初犯者の数も減少し続けているため、再犯者率は平成9年以降上昇を続けています。令和3年は令和2年からやや下がり48.6パーセントとなりました。【グラフ②】

【グラフ②】 全国における刑法犯検挙人員・再犯者率推移



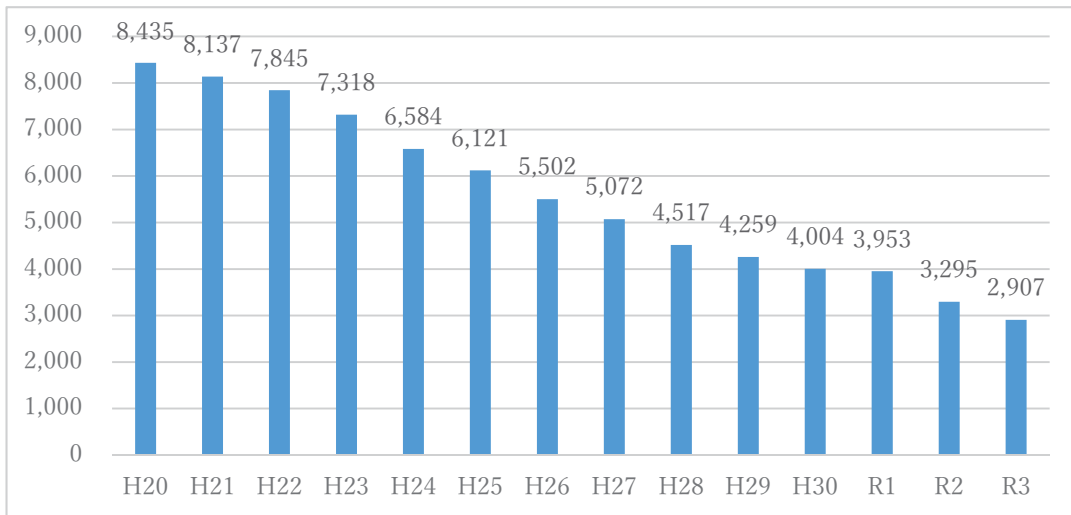
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和4年版犯罪白書

(2) 静岡市の状況

静岡市においても、過去の刑法犯認知件数の推移をみると、全国と同様に年々減少を続け、令和3年には2,907件まで下がっています。【グラフ③】

【グラフ③】 静岡市における刑法犯認知件数の推移



出典：静岡市内の犯罪状況

静岡市内における再犯者率は、平成31年・令和元年は、前年（平成30年）に比べ、少し下がりましたが、令和2年には再び上昇し、全国と同じ49.1パーセントになっています。直近の令和3年の再犯者率は再び減少しましたが、過去5年を見ても、検挙者数のうちの再犯者の割合は5割近いという状況は変わっていません。再犯者数が下がっても、それ以上に初犯者数の減少が大きいと、結果として再犯者数は上がってしまいます。【表4】【グラフ④】

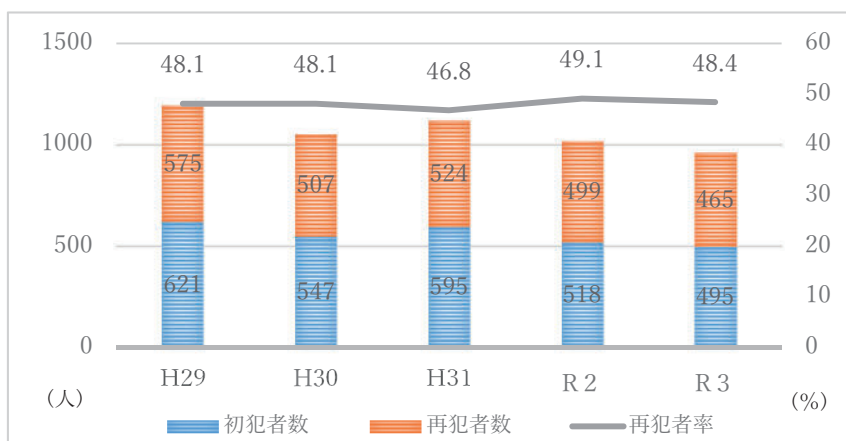
【表④】 静岡市における初犯者数・再犯者数の推移

検挙者数	検挙人数 総数	初犯者・再犯者別		再犯者率
		初犯者	再犯者	
平成29年（2017）	1,196人	621人	575人	48.1%
平成30年（2018）	1,054人	547人	507人	48.1%
平成31年・令和元年（2019）	1,119人	595人	524人	46.8%
令和2年（2020）	1,017人	518人	499人	49.1%
令和3年（2021）	↓ 960人	↓ 495人	↓ 465人	↓ 48.4%

【法務省矯正局提供データに基づき静岡市作成】

※静岡市内の警察署の検挙人員（少年を除く。）

【グラフ④】 静岡市における初犯者数・再犯者数の推移



(3) 静岡市内の警察署で検挙された者の数

※ 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。

※ この表で「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいいます。

※ 犯行時の年齢が20歳以上のものを計上しています。

【表⑤ 静岡市内の警察署で検挙された者の数】

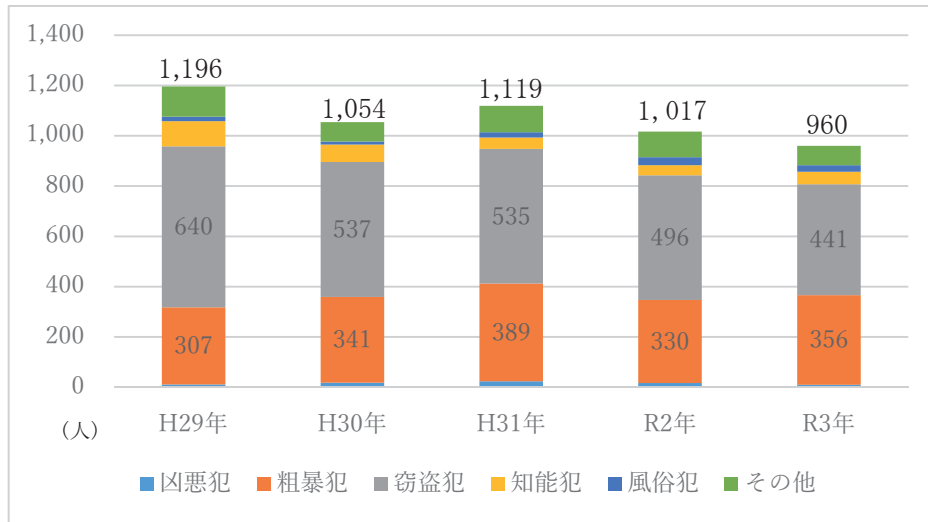
罪種別	検挙人員(少年を除く)	総数		初犯者・再犯者別						犯行時の年齢別			
				初犯者		再犯者		20～29歳		30～39歳			
		うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性		
平成29年	刑法犯総数	1,196	299	621	190	575	109	213	32	169	33		
	うち)凶悪犯	11	1	4	0	7	1	4	0	3	0		
	うち)粗暴犯	307	39	181	33	126	6	55	9	66	14		
	うち)窃盗犯	640	228	312	131	328	97	82	13	63	17		
	うち)知能犯	100	16	52	13	48	3	43	9	15	1		
	うち)風俗犯	18	2	10	1	8	1	2	0	3	0		
	覚醒剤取締法	50	14	13	5	37	9	11	5	11	2		
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大麻取締法	25	0	13	0	12	0	13	0	9	0		
平成30年	刑法犯総数	1,054	262	547	165	507	97	190	29	165	28		
	うち)凶悪犯	18	2	8	1	10	1	4	1	4	0		
	うち)粗暴犯	341	45	202	37	139	8	78	8	87	12		
	うち)窃盗犯	537	199	257	114	280	85	64	14	43	13		
	うち)知能犯	69	9	29	8	40	1	20	4	14	2		
	うち)風俗犯	12	1	9	1	3	0	0	0	1	1		
	覚醒剤取締法	68	9	5	1	63	8	3	0	19	3		
	麻薬等取締法	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0		
	大麻取締法	16	2	10	2	6	0	6	1	7	1		
令和元年	刑法犯総数	1,119	255	595	157	524	98	214	41	187	32		
	うち)凶悪犯	24	5	8	3	16	2	6	0	5	2		
	うち)粗暴犯	389	51	231	45	158	6	85	15	83	6		
	うち)窃盗犯	535	177	250	89	285	88	69	17	67	19		
	うち)知能犯	45	12	27	11	18	1	18	5	7	2		
	うち)風俗犯	21	0	14	0	7	0	4	0	3	0		
	覚醒剤取締法	52	10	8	2	44	8	2	2	7	1		
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大麻取締法	24	2	11	1	13	1	10	2	10	0		
令和2年	刑法犯総数	1,017	227	518	123	499	104	197	31	165	30		
	うち)凶悪犯	17	0	10	0	7	0	4	0	3	0		
	うち)粗暴犯	330	52	188	40	142	12	72	20	64	9		
	うち)窃盗犯	496	154	221	68	275	86	62	6	75	19		
	うち)知能犯	40	7	22	5	18	2	21	4	9	1		
	うち)風俗犯	32	0	21	0	11	0	12	0	3	0		
	覚醒剤取締法	47	5	3	1	44	4	3	0	11	2		
	麻薬等取締法	3	0	2	0	1	0	1	0	2	0		
	大麻取締法	23	2	9	2	14	0	15	2	6	0		
令和3年	刑法犯総数	960	229	495	131	465	98	160	30	169	28		
	うち)凶悪犯	10	0	2	0	8	0	2	0	2	0		
	うち)粗暴犯	356	70	231	62	125	8	67	19	80	15		
	うち)窃盗犯	441	140	178	56	263	84	58	9	51	10		
	うち)知能犯	50	12	31	8	19	4	12	2	15	2		
	うち)風俗犯	26	0	15	0	11	0	7	0	8	0		
	覚醒剤取締法	44	9	7	3	37	6	4	2	6	1		
	麻薬等取締法	2	1	0	0	2	1	1	1	0	0		
	大麻取締法	30	3	12	2	18	1	14	2	10	0		

								犯行時の職業別					
40～49歳		50～59歳		60～64歳		65歳以上		有職者		無職			
										学生・生徒等		無職者	
	うち)女性		うち)女性		うち)女性		うち)女性		うち)女性		うち)女性		うち)女性
208	52	161	28	72	23	373	131	568	96	32	8	596	195
3	0	1	1	0	0	0	0	7	0	0	0	4	1
85	8	45	3	9	2	47	3	217	23	6	2	84	14
83	37	75	20	49	19	288	122	207	60	11	2	422	166
11	3	15	1	2	0	14	2	47	5	9	4	44	7
5	2	5	0	3	0	0	0	15	1	1	0	2	1
22	7	4	0	2	0	0	0	32	8	0	0	18	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	3	0	0	0	0	0	22	0	0	0	3	0
185	44	126	30	76	20	312	111	531	91	24	1	499	170
2	0	0	0	3	1	5	0	10	1	0	0	8	1
67	10	38	9	21	1	50	5	235	22	9	0	97	23
85	33	67	19	42	16	236	104	187	58	8	1	342	140
16	1	9	0	4	1	6	1	35	5	3	0	31	4
3	0	5	0	1	0	2	0	11	1	0	0	1	0
27	5	9	1	6	0	4	0	36	3	0	0	32	6
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	0	0	0	14	1	0	0	2	1
219	52	166	37	56	6	277	87	601	86	31	8	487	161
6	2	2	0	1	0	4	1	9	1	1	0	14	4
95	19	55	6	22	1	49	4	278	27	7	2	104	22
93	26	80	30	30	5	196	80	206	49	14	4	315	124
5	3	6	1	1	0	8	1	25	4	1	0	19	8
4	0	5	0	1	0	4	0	16	0	1	0	4	0
24	5	12	2	5	0	2	0	30	4	0	0	22	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	1	0	0	0	17	1	2	0	5	1
180	28	136	29	73	15	266	94	544	88	25	1	448	138
2	0	2	0	1	0	5	0	6	0	3	0	8	0
87	10	41	7	18	2	48	4	236	33	5	1	89	18
59	14	65	17	44	12	191	86	195	46	7	0	294	108
5	0	3	1	0	0	2	1	18	2	0	0	22	5
4	0	6	0	4	0	3	0	25	0	4	0	3	0
18	1	9	2	2	0	4	0	25	1	0	0	22	4
0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
1	0	1	0	0	0	0	0	17	1	3	0	3	1
170	39	145	34	62	16	254	82	504	90	21	4	435	135
1	0	2	0	1	0	2	0	4	0	0	0	6	0
82	18	55	9	19	5	53	4	241	37	10	2	105	31
63	17	63	20	31	9	175	75	171	47	7	2	263	91
11	3	4	1	2	1	6	3	31	5	1	0	18	7
2	0	1	0	0	0	8	0	18	0	1	0	7	0
18	6	13	0	2	0	1	0	24	3	0	0	20	6
0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
6	1	0	0	0	0	0	0	23	1	1	0	6	2

【法務省矯正局提供】

刑法犯罪の中では、検挙人数の増減は多少あるものの、窃盗犯の割合がどの年も最も多く、次いで粗暴犯が多い割合となっています。【グラフ⑥】

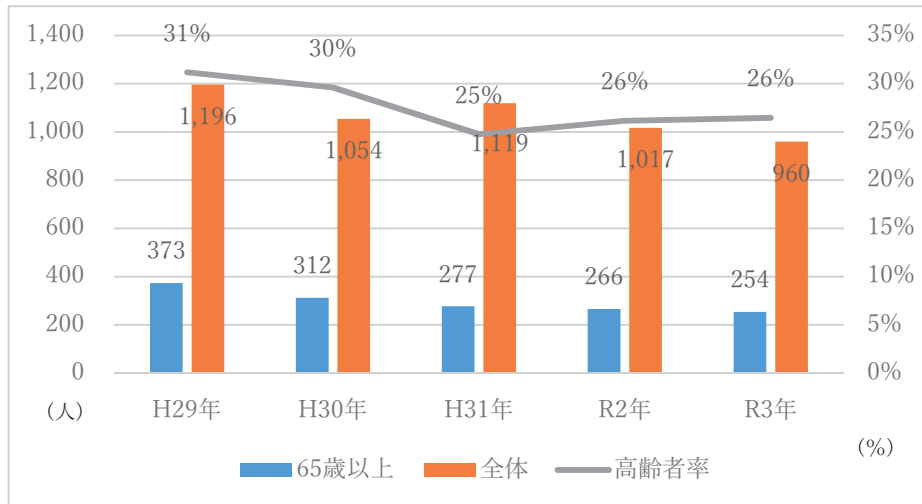
【グラフ⑥】 静岡市における刑法犯罪種別検挙人員の推移



【法務省矯正局提供データに基づき静岡市作成】

刑法犯検挙人数全体のうち65歳以上の高齢者の検挙人数は3割程度となっています。この4年間で大きな変化はなく、やや減少しています。【グラフ⑦】

【グラフ⑦】 静岡市における刑法犯検挙人員のうち高齢者の推移



【法務省矯正局提供データに基づき静岡市作成】

(4) 起訴、不起訴の件数

犯罪をした者等の多くは不起訴になって社会に戻っています。

下の表のように、犯罪をした者等のうち、全事件を対象にした場合に起訴されるのは 18.19 パーセント、全事件から過失運転致死傷や道交法違反を除いた場合も 29.72 パーセントとなっているため、再犯防止施策は出所者だけを対象にしたもの（出口支援）では不十分であり、「入口支援」を併せた再犯防止が重要となります。【表⑧】

【表⑧】 R3年被疑者が起訴／不起訴となった事件、家裁に送致された事件の割合

全事件			過失致死傷、道交法違反を除く		
R3年	件数	割合	R3年	件数	割合
起訴	6,300 件	18.19%	起訴	2,450 件	29.72%
不起訴	26,741 件	77.19%	不起訴	5,124 件	62.16%
家裁送致	1,602 件	4.62%	家裁送致	669 件	8.12%
合計	34,643 件		合計	8,243 件	

【静岡地方検察庁提供】

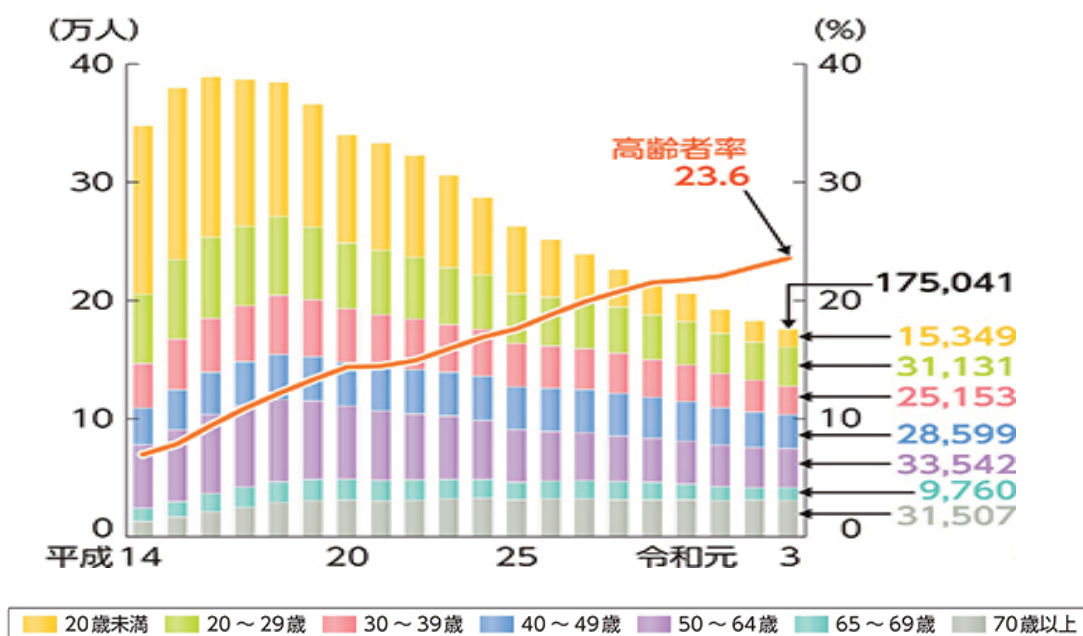
(5) 高齢者と再犯

高齢者（65歳以上）の検挙者数は、平成3年以降毎年増加して、20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後は高止まりが続き、令和3年に4万1,267人となりました。

このうち、70歳以上の方は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65パーセント以上を占めるようになって、令和3年には76.3パーセントに相当する3万1,507人となりました。刑法犯検挙人員における高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、ほぼ一貫して上昇し、令和3年には23.6パーセントに達しています。

【グラフ⑨】

【グラフ⑨】全国における刑法犯検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

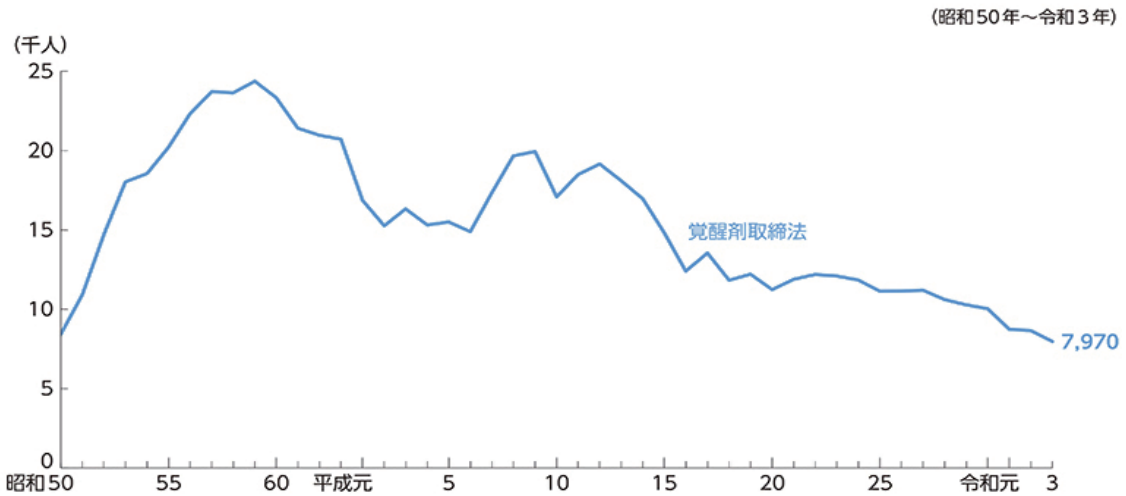
出典：令和4年版犯罪白書

(6) 薬物事犯と再犯

刑法犯の覚醒剤取締法の検挙人員は、昭和60年からは減少傾向となっていますが、平成7年から増加に転じ、9年には平成期に入って最多となる1万9,937人を記録し、13年以降は減少傾向にあり、18年以降はゆるやかに減少し令和3年は1万人を切り7,970人になりました。

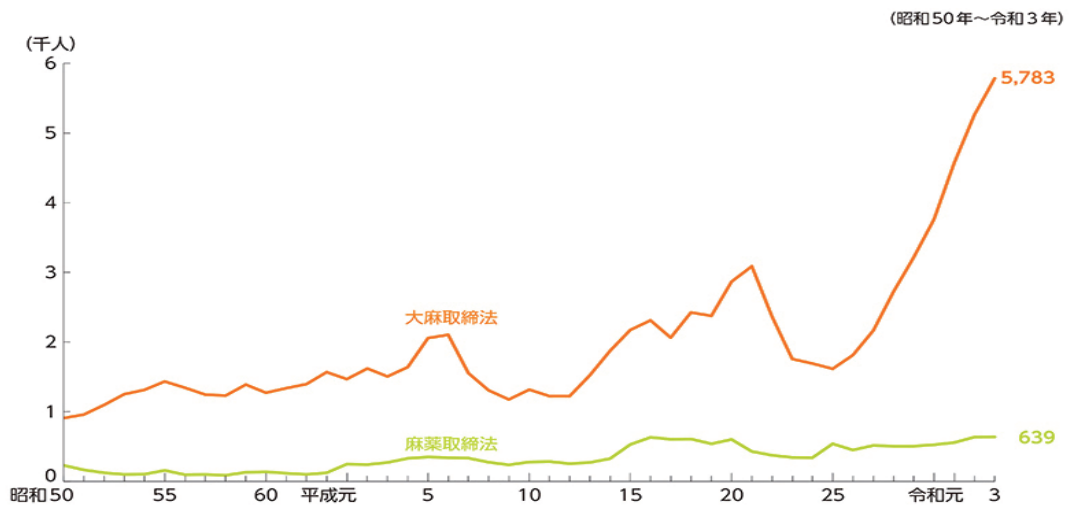
また、令和3年における大麻取締法違反の検挙人員は5,783人であり、平成26年から8年連続で増加しています。【グラフ⑩】【グラフ⑪】

【グラフ⑩】 全国の覚醒剤取締法違反検挙人員の推移



- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
- 出典：令和4年版犯罪白書

【グラフ⑪】 全国の大麻取締法違反等 検挙人員の推移

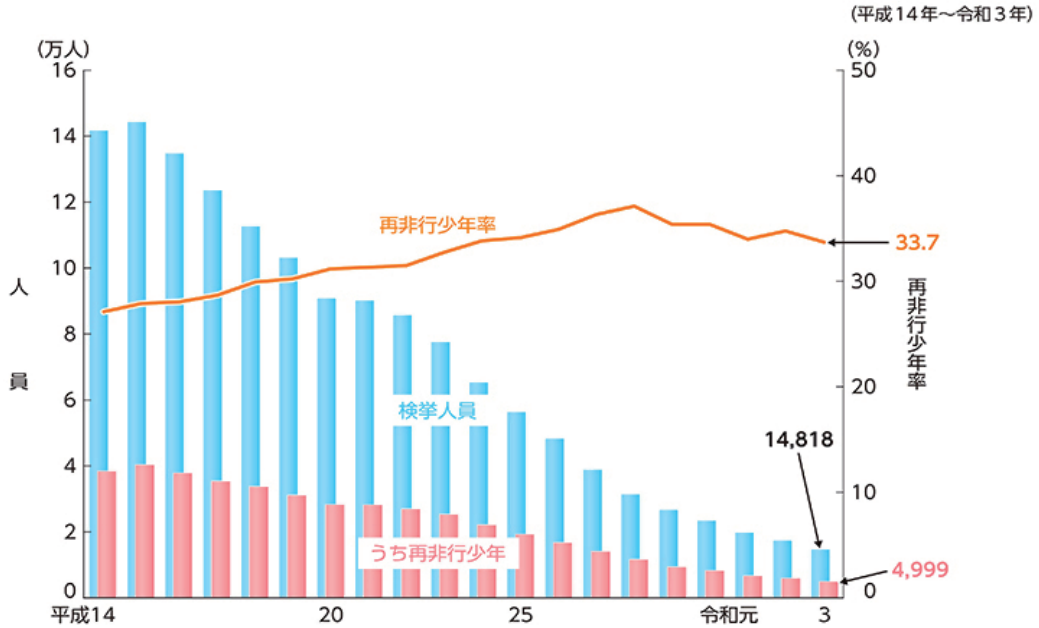


- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「大麻取締法」は、大麻リキッドに係る検挙人員を含む。
- 出典：令和4年版犯罪白書

(7) 少年事件と再犯

全国の少年による刑法犯の検挙者数は、平成16年以降減少傾向にあり、令和3年は14,818人となっています。また再非行少年率は33.7パーセントであり、平成28年から多少の増減はあるものの、ゆるやかに減少しています。【グラフ⑫】

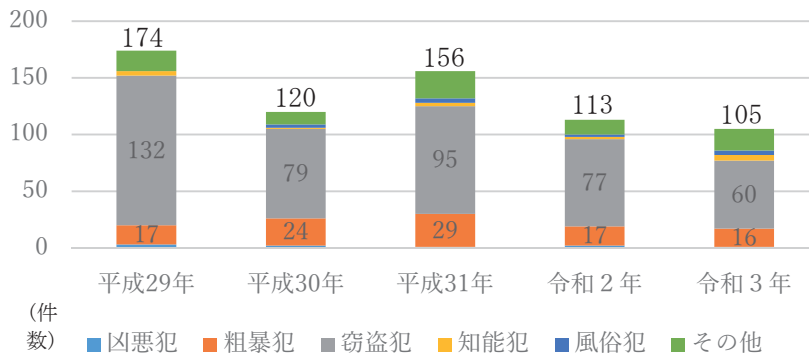
【グラフ⑫】 全国の少年刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 - 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 - 3 触法少年の補導人員を含まない。
 - 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 - 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。
- 出典：令和4年版犯罪白書

静岡市の少年事件の刑法検挙件数は、平成31年に一度増加していますが、令和2年から減少しました。どの年も最も多いのが窃盗犯となっています。【グラフ⑬】

【グラフ⑬】 静岡市における刑法少年検挙・補導状況の推移

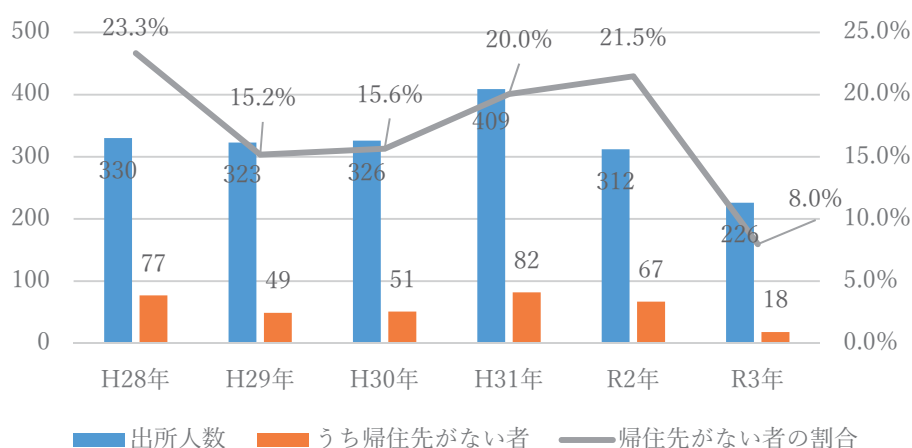


出典：静岡市内の犯罪概況

(8) 住居・就労に関する状況

出所時の帰住先について、静岡県内では刑務所を出所した人のうち、過去6年平均で17.3パーセントの人が適当な帰住先が確保されないまま出所しています。【グラフ⑭】また、全国的には、刑事施設を「満期で」出所した人のうち、約4割が帰住先不明のまま出所しています。出所後の生活の基盤を整えるにあたり、住居の確保は重要な課題となっています。

【グラフ⑭】 静岡県における刑務所出所時に帰住先がない者の状況

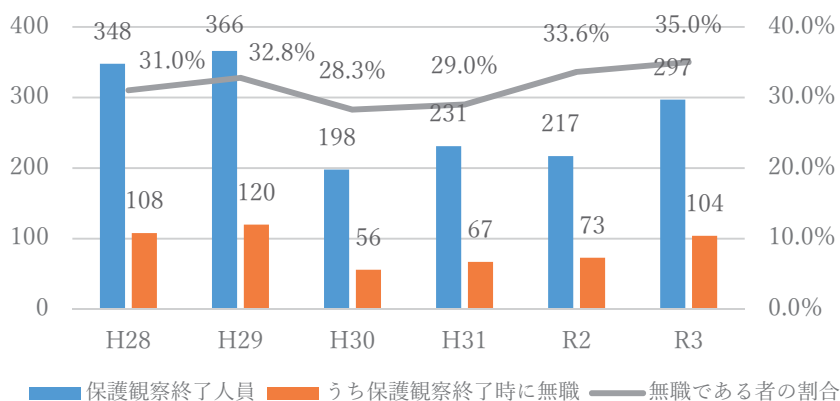


【法務省提供データにより静岡市作成】

静岡県内において、保護観察終了時に無職であるものの割合は、過去6年平均で31.6パーセントとなっています。【グラフ⑮】

全国的にも刑務所に再び入所した人のうち、約7割が仕事につかない状態で再犯をしており、不安定な就労は再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっています。

【グラフ⑮】 静岡県における保護観察終了時に無職である者の状況



【法務省提供データにより静岡市作成】

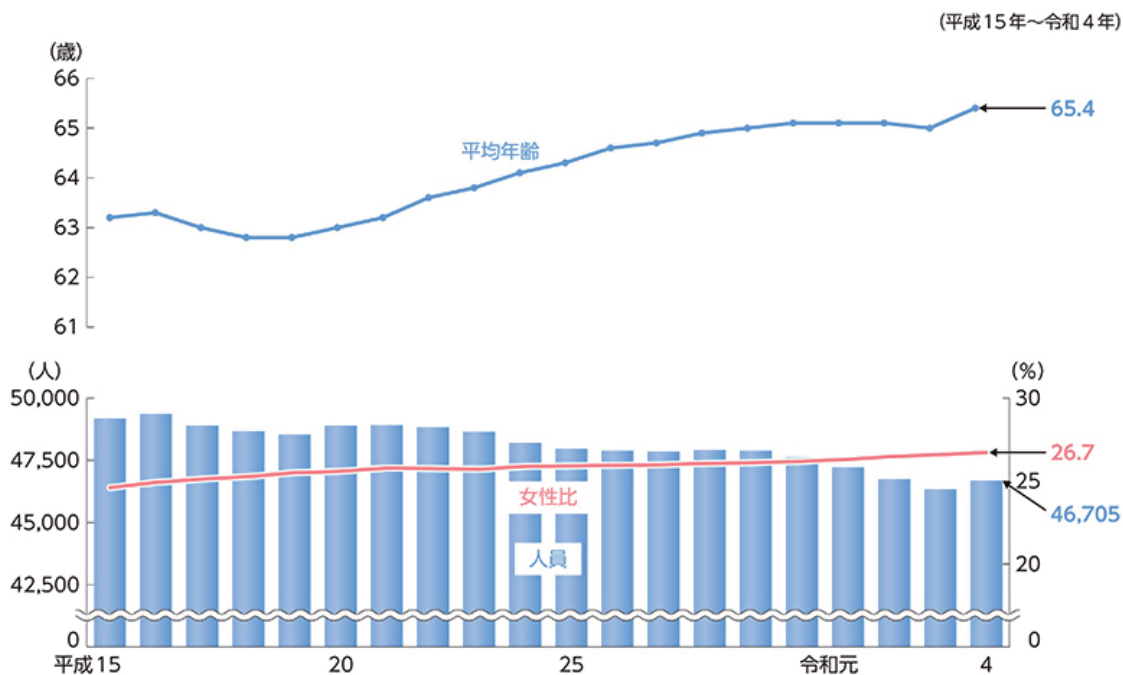
(9) 更生保護に関する状況

全国の保護司の数は減少傾向にある一方で、高齢化が進んでいます。

静岡市においても同様で、全国平均に比べても保護司の充足率が低下しています。

【グラフ⑯】【表⑯】

【グラフ⑯】 全国の保護司の人員・女性比・平均年齢の推移



注 1 法務省保護局の資料による。
 2 各年1月1日現在の数値である。

出典：令和4年版犯罪白書

【表⑯】 全国、静岡県及び静岡市の保護司数及び充足率の比較

	令和4年 (令和4年1月現在)	定数
全国	46,705人	52,500人
充足率		89.0%
静岡県	1,341人	1,495人
充足率		89.7%
静岡市	237人	310人
充足率		76.5%

【静岡保護観察所提供】

第3 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本市では、これまでも、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず、個々の困りごとのニーズにこたえ、様々な福祉的支援を行ってきました。

しかし、すでに述べてきたように、犯罪をした者等の中には、高齢や障がいだけでなく、住居や安定した仕事がなく生活困窮状態にある人や、薬物等の依存症に悩んでいる人等、様々な生きづらさを抱えている人がいます。本人が更生し、立ち直りのために努力しようにも、周囲からの理解や福祉・保健医療等の適切な支援がなければ、困りごとが解決しないまま、再び同じ過ちを犯してしまう可能性があります。

社会復帰し、再出発するためにも、生きづらさを抱えている人を地域で受け入れ、国や地方公共団体、民間協力者などが連携し、切れ目のない支援を行うことが必要だと言えます。

今後は、国等との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を推進していくことで、全ての市民に寄り添った支援を行い、ともに支え合い、ともに生きていく共生社会、そして、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会の実現を目的として、再犯防止を推進していきます。

そこで本市では、前計画の基本理念を引き継ぎ、第2次再犯防止推進計画の基本理念をこのように定めました。これは、再犯防止推進法における基本理念とも共通しており、方向性を同じくするものです。

基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで
再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、
誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指す。

【参考：再犯防止推進法】

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 基本方針

本市の再犯防止推進計画の基本理念を目指し、再犯防止を推進するにあたり、現状と課題を整理しました。

○再犯防止の取組には、国等機関における「入口支援」や「出口支援」など、様々な段階で社会復帰する過程があるため、地方自治体だけでなく、国・県・民間協力団体などと連携・協力しながらそれぞれの役割分担において推進していく必要がある。

○高齢や障がい、生活困窮や依存症など、福祉や保健医療の支援を受けることができれば再犯に至らないケースもあり、再犯防止の推進には、犯罪をした者等の個々の特性に応じた切れ目のない息の長い支援が必要である。

○被害に遭われた人の存在があることを認識し、被害者の心情等を理解した上で、再犯防止施策を推進する。

○犯罪をした者等が、更生の意欲を持って社会復帰することができるよう、地域で受け入れる体制が必要であり、地方自治体の役割として、更生保護や再犯防止に関する取組について、広く周知し、市民の理解と協力を得られるように広報啓発すること、また、再犯防止施策は社会情勢等に応じ効果的なものである必要がある。

これらを踏まえ、また、国計画の基本的な方向性とも整合を図り、市民の暮らしに最も近い基礎自治体として、基本方針を次のとおり決めました。

基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、関係者とも緊密に連携協力しながら再犯防止施策を総合的に推進します。
- ② 犯罪をした者等の特性に応じた、切れ目のない、再犯防止に必要な指導及び支援を実施します。
- ③ 犯罪被害者の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、被害者の心情等を理解し、社会復帰に向け自ら努力させることの重要性を踏まえて再犯防止施策を実施します。
- ④ 再犯防止施策は、社会情勢等に応じた効果的なものにします。
- ⑤ 市民にとって再犯防止施策は身近なものではないため、再犯の防止に関する取組を分かりやすく効果的に広報し、広く市民の関心と理解を得ます。

(3) 基本施策と重点施策

市では、国計画の重点事項を参考に、基本方針を実現するための具体的な施策として、次の5つを基本施策と定め、さらにその中でも重点的に実施するものを重点施策として設定しました。

5つの基本施策

- ①個々の適性を踏まえた就労支援の充実 【重点施策】
- ②対象者の特性に応じた住居の確保と支援 【重点施策】
- ③対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ④民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑤国・民間団体等との連携強化

<参考：国 第二次再犯防止推進計画 7つの重点課題>

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備



基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで、再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指す。

基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、関係者とも緊密に連携協力しながら再犯防止施策を総合的に推進します。
- ② 犯罪をした者等の特性に応じた、切れ目のない、再犯防止に必要な指導及び支援を実施します。
- ③ 犯罪被害者の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、被害者の心情等を理解し、社会復帰に向け自ら努力させることの重要性を踏まえて再犯防止施策を実施します。
- ④ 再犯防止施策は、社会情勢等に応じた効果的なものにします。
- ⑤ 市民にとって再犯防止施策は身近なものではないため、再犯の防止に関する取組を分かりやすく効果的に広報し、広く市民の関心と理解を得ます。

【成果指標】

- ◎静岡市の再犯者数 499人 ⇒ 380人以下
- ◎立ち直りに協力したい市民の割合 12.4% ⇒ 20%以上
- ◎保護司の認知度 38.6% ⇒ 50%以上

基本施策

就労支援の充実

- 入札参加資格認定時協力雇用主への加算
- 高齢者就労促進事業
- 就労自立促進事業
- 生活保護受給者等就労体験、職業訓練等

住居の確保と支援

- 生活困窮者住居確保給付金事業
- 生活困窮者一時生活支援事業
- 養護老人ホームの設置・管理
- 居住不安定者等居宅生活移行支援事業等

保健医療・福祉サービスの利用促進等

- 再犯防止相談支援事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 成年後見利用促進制度
- 重層的支援体制整備事業
- 依存症対策事業
- 地域移行支援事業
- 地域定着支援事業等

民間協力者の活動促進
広報・啓発

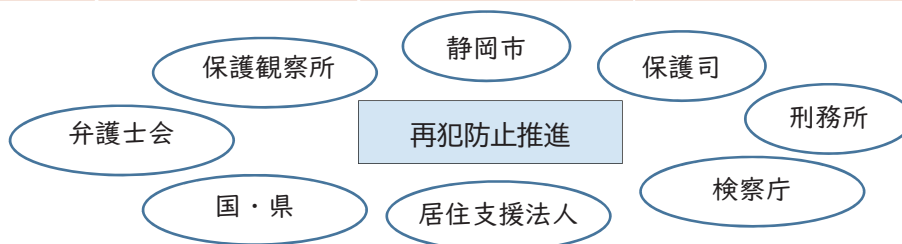
- 再犯防止に関する支援者養成講座
- 更生保護サポートセンターへの支援
- 保護司会連絡協議会への補助
- 人権啓発活動等

国等との連携強化

- 全国再犯防止推進会議等への参加
- 受刑者による社会貢献活動の支援
- 社会を明るくする運動の推進等

施策の展開

連携体制



(4) 成果指標

成果指標とは、政策目標の実現に向けて具体的な目標となる項目を定め、その目指す水準について具体的な数値等を用いて定量的に表すものです。

本計画の6年間の目標として、次の数値を成果指標として定めることとしました。

- ①静岡市の再犯者数（人）
- ②市民意識調査 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う市民の割合（%）
- ③市民意識調査 「保護司」について名前も活動内容も知っている市民の割合（%）

成果指標	計画策定時 実績	令和10年度 目標値
静岡市の再犯者数	499人	380人以下
立ち直りに協力したいと思う市民の割合	12.4%	20.0%以上
「保護司」の名前も活動内容も知っている市民の割合	38.6%	50.0%以上

※「静岡市における再犯者率の減少」も指標として考えられますが、**再犯者率は初犯者数の増減に左右される**ことに加え、静岡市内の警察署で市外の人が検挙されることもあり厳密な静岡市に関する指標ともいえないため、再犯防止推進施策の成果指標としては適当でないと考えます。

これ以外に、参考指標として複数の事業目標を挙げることによって、再犯防止施策の動向を多方面から把握できるように努めます。また、保護観察所等で把握している再犯防止に関する指標も参考として掲載します。（計画策定時の実績データ）

※その他、参考数値

令和4年3月31日時点

指標	実績値 (令和2年又は令和2年度)	実績値 (令和3年又は令和3年度)
保護観察対象者の再処分率等	令和2年 再処分・取消率 14.9% (内訳) 再処分率 保護観察処分少年 25.0% 少年院仮退院者 16.7% 再処分・取消率 刑務所仮釈放者 4.8% 保護観察付執行猶予者 26.1%	令和3年 再処分・取消率 16.3% (内訳) 再処分率 保護観察処分少年 7.3% 少年院仮退院者 16.7% 再処分・取消率 刑務所仮釈放者 4.3% 保護観察付執行猶予者 46.7%
協力雇用主	令和2年 協力雇用主数 154社 実際に雇用して いる協力雇用主数 20社 協力雇用主に 雇用されている 刑務所出所者等数 24人	令和3年 協力雇用主数 156社 実際に雇用して いる協力雇用主数 23社 協力雇用主に 雇用されている 刑務所出所者等数 28人
保護観察終了時に無職である者の数及びその割合	令和2年 無職者数 39人 その割合 39.0%	令和3年 無職者数 34人 その割合 27.6%
更生保護施設において一時的に居場所を確保した者の数	令和2年度(会計年度) 40人	令和3年度(会計年度) 24人
更生保護施設出所時に就職先が見つかる人の数及び割合	令和2年度(会計年度) 就職先あり 12人 その割合 30.8%	令和3年度(会計年度) 就職先あり 11人 その割合 36.7%
保護司数及び保護司充足率 (定数310人)	令和2年 保護司数 253人 その割合 81.6%	令和3年 保護司数 237人 その割合 76.5%
社会を明るくする運動参加人員	令和2年度 のべ 1,794人	令和3年度 のべ 2,211人

【静岡保護観察所提供】

※ 「再犯者率」は、静岡市を管轄する全ての警察署における検挙人数に係るデータであるため、必ずしも静岡市民の検挙人数を示すものではありません。

また、再犯者率が増加しているからといって、再犯者の数が増加しているわけではありません。再犯者の数も減少し続けていますが、それを上回る勢いで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率が上昇しているものです。

※ 「社会を明るくする運動」とは、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動です。



再犯防止相談支援事業（寄り添い支援員による付添い支援イメージ）

第4 再犯防止施策の展開

再犯防止推進を目指すため、第3章で述べた基本理念、基本方針に沿って5つの基本施策を設定しました。ここでは具体的にどのように再犯防止施策を推進するか、基本施策と重点施策について整理します。

犯罪や非行をしてしまった人は、そのことにより、行政のサービスを受けることができないと思い込んでしまうことがあります。

また、犯罪等をしてしまった人の御家族や立ち直りを支援する方の立場からも、再犯防止に特化した制度に限らず、一般的な就労や住居に関するサービス、制度等で利用できるものを、計画の基本施策に基づいて掲載し、明らかにしておくことが重要です。

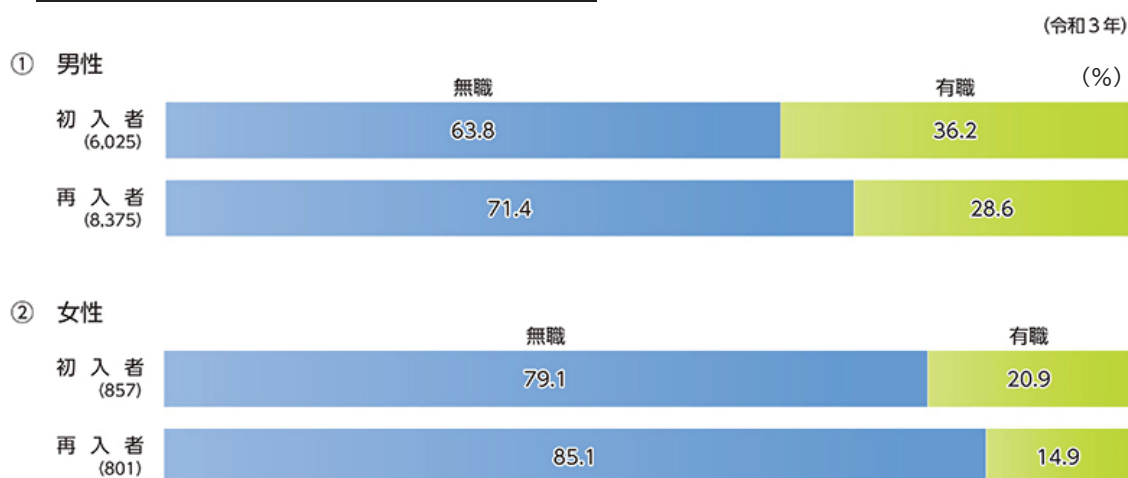
今後も犯罪をした者等を含め、支援を必要としている人が支援につながり、自分らしく健やかに暮らすことができるよう、従来から実施している施策に加え、さらに必要な取組を実施していきます。

1. 個々の適性を踏まえた就労支援の充実 【重点】

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

刑務所に再び入所した者のうち、約7割が仕事につかない状態で再犯をしています。【グラフ⑰】また、保護観察終了時に仕事に就いていない人の割合は3割近くと、少なくありません。また、実際に雇用された後も離職してしまう場合もあり、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

【グラフ⑰】入所受刑者の就労状況別構成比



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

出典：令和4年版犯罪白書

しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができていないなどの理由により、一度就職しても離職してしまう場合があります。また一方で、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いことや、犯罪をした者等の中には、十分な教育を受けてこなかったために社会規範の希薄な者や、障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在すること、などの課題があります。

こうしたことから、協力雇用主への支援を続けていくとともに、生活困窮者の支援など、安定的な就労の確保・継続に向けた取組を進めていきます。

(2) 主な関連施策

刑務所出所者等が安定した職を得て地域に定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援が求められます。市には、刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施することが求められます。

競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置	
静岡市で発注する建設工事への入札参加資格を審査するに当たり、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」である事業者に対して加点を行うことで、事業者の再犯防止の取組を促進します。	契約課
高齢者就労促進事業	
「人生 100 年時代」に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備するため、就労希望者と就労先のマッチング支援、人材育成等を行います。	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	
生活保護受給者又は生活困窮者のうち、就労体験が少ない者、離職期間が長い者等就労阻害要因がある者及び社会参加への意欲が乏しい者に対し、就労体験・職業訓練等を行うことにより、就労意欲及び就労能力並びに社会参加への意欲を高めます。	福祉総務課 各福祉事務所 生活支援課
就職氷河期世代再チャレンジ支援事業（新）	
被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
誰もが活躍支援プロジェクト検討事業（新）	
多様な就労困難者の就労及び社会参画を支援する体制についての検討するための調査を実施するとともに、誰もが活躍するまちの実現に向けてプロジェクトの総合的な制度設計を行います。	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

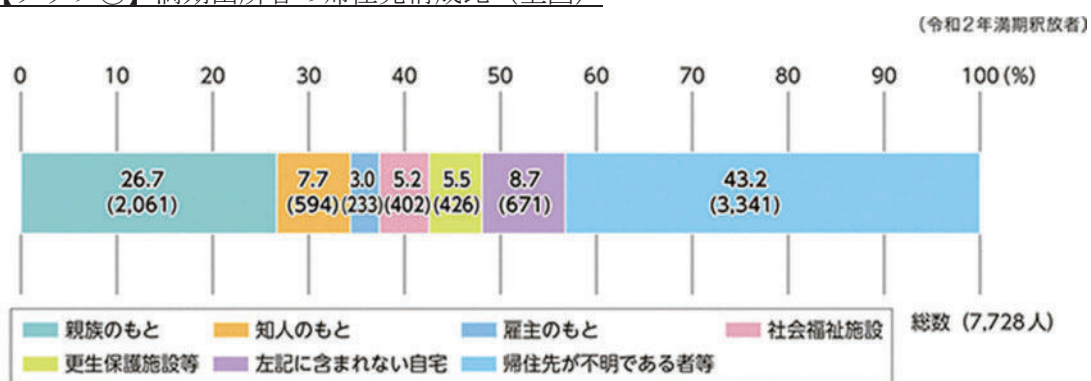
就労自立促進事業	
<p>職業安定所（ジョブサポートコーナー）を各福祉事務所に隣接して設置し、各区の就労支援員や関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を行います。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象としたもので、ハローワークの協力を受けながら、きめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。</p>	<p>福祉総務課</p> <p>各福祉事務所 生活支援課</p> <p>ハローワーク</p>

2. 対象者の特性に応じた住居確保と支援 【重点】

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で非常に重要です。しかしながら、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所している【グラフ⑱】こと、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

【グラフ⑱】 満期出所者の帰住先構成比（全国）



注 矯正統計年報による。

出典：令和3年版再犯防止推進白書

受刑者等が釈放された後、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所として更生保護施設がありますが、更生保護施設は、飽くまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。他方、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

こうしたことから、出所後等に生活に困窮していて住居をもてない方や、住宅の確保に配慮を要する方に対する支援を行っていきます。

(2) 主な関連施策

生活困窮者住居確保給付金事業	
<p>生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により住居を失う又は失うおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当額を支給するとともに就労支援を行い、自立を後押しします。</p> <p>離職・廃業後2年以内、又は給与等を得る機会が当該個人の攻めに帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度の状態にある生活困窮者に対し、家賃相当額（原則3月、最長9月間）を支給します。</p>	<p>福祉総務課</p> <p>各福祉事務所 生活支援課</p> <p>自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）</p>
生活困窮者一時生活支援事業	
<p>生活困窮者自立支援法に基づき、住居の無い生活困窮者に対し、一時的な生活の場所と食事を提供し、その間に自立相談支援機関等が住居の確保を支援することで、安定した居宅生活を送れるよう後押しします。</p> <p>ホテル・旅館等と協定を結び、住居の無い生活困窮者に住居及び食事の提供をしながら、就労支援等により住居の確保を支援します。原則2月以内（最長3月）支援します。</p>	<p>福祉総務課</p> <p>各福祉事務所 生活支援課</p> <p>自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）</p>
養護老人ホームの設置・管理	
<p>おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の問題で、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる養護老人ホームを所管しています。</p> <p>養護老人ホームの入所に係る措置は各福祉事務所高齢介護課が行っています。</p>	<p>高齢者福祉課</p> <p>各福祉事務所 高齢介護課</p>

セーフティネット住宅登録制度の活用	
「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促し、居住の安定に努めます。	住宅政策課

居住不安定者等居宅生活移行支援事業（新）	
本市福祉事務所・生活困窮者自立相談支援機関の求めに応じ、居住支援を実施した本市所在の居住支援法人に対し、成約件数に応じた補助金を交付することにより、居住支援法人の財政基盤の強化を図り、本市における生活困窮者に対する居住支援体制の拡充を図ります。	福祉総務課

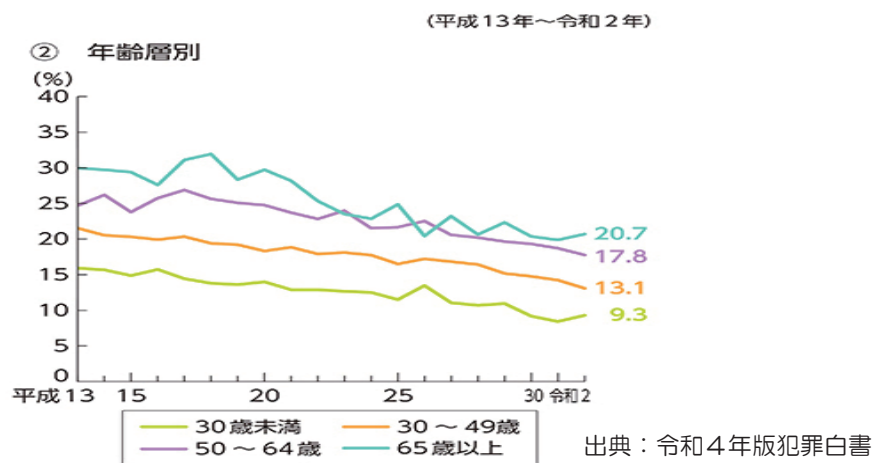
3. 対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進等

(1) 高齢者・障がいのある人などで犯罪をしてしまった者等への支援

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。【グラフ⑱】

【グラフ⑱】出所受刑者の2年以内再入率の推移（年齢別）



また、令和4年版の犯罪白書では、令和3年の精神障がい者等の刑法犯検挙者数は、全検挙者の0.7パーセントとなっています。しかしながら、精神障がい者等による犯罪は、様々な原因により生じると考えられるため、既存の福祉サービスを活用しながら、幅広い対応をしていく必要があります。

矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある人等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所が、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施しています。

また、犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障がいのある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携して、身柄釈放時

等に福祉サービスに橋渡しをするなどの取組 (入口支援) を実施しています。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があることがあります。また、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障がいの状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための十分な連携体制を構築していく必要があります。

イ 主な関連施策

市が提供する保健医療・福祉サービスは、通常、犯罪をした者等であるか否かを問わず提供され得るものです。

これらのサービスに関することを本計画に記載することにより、地域におけるソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。）につなげていきたいと考えております。

再犯防止相談支援事業	
付添い支援・・・保護観察がつかない人を対象に、出所・釈放後の行政窓口の手続きに、更生保護に理解のある市民が付添い、適切な福祉サービスにつなげます。	福祉総務課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）
伴走型支援・・・過去に犯罪等をした者が社会復帰を果たし、ある程度生活の立て直しのめどがついた後も、各区の暮らし・しごと相談支援センターが定期的に連絡等を取り、生活の困りごとの相談に乗り伴走型の支援をします。 (⇒61 ページで詳しく説明しています。)	

生活困窮者住居確保給付金事業・一時生活支援事業	
再掲 50 ページ参照	福祉総務課 各福祉事務所 生活支援課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）

養護老人ホームの設置・管理	
再掲 50 ページ参照	高齢者福祉課 各福祉事務所 高齢介護課

成年後見制度利用促進事業	
認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して自分らしく生活が送れるよう、市が関係団体と連携し、成年後見制度を必要とする市民を利用につなげるための地域の支援体制を構築します	福祉総務課 静岡市成年後見支援センター 各福祉事務所 高齢介護課・ 障害者支援課

生活困窮者自立相談支援事業	
静岡市暮らし・しごと相談支援センター（生活困窮者自立相談支援法に基づく自立相談支援機関）を設置し、生活困窮者が困窮状態から早期に自立するための支援を実施します。 各区に自立相談窓口を設置し、生活困窮者個々の状況に応じた自立支援プランを作成し、伴走型の支援を実施します。	福祉総務課 各福祉事務所 生活支援課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）

生活保護制度	
生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。	福祉総務課 各福祉事務所 生活支援課

重層的支援体制移行準備事業	
様々な困りごとを抱える方を対象とした包括的な支援体制である、重層的支援体制への移行に向けて、体制整備に向けた庁内外での連絡調整や会議体での検討、職員に対する研修等を行います。重層的支援会議の実施等を通じて実効性のある支援体制を構築していきます。	福祉総務課

高齢者実態調査	
市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯等を民生委員が訪問し、身体状況等について聴き取って調査します。調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料とするとともに、援護が必要な方の情報を各地域包括支援センター、自主防災組織等にも提供し、必要に応じた保健福祉サービス等の活用につなげたり、地域の見守り活動に活用したりしています。	高齢者福祉課

地域移行支援事業	
障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います	障害者支援推進課

地域定着支援事業	
居宅において単身で生活している障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象として、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。	障害者支援推進課

(2) 薬物等の依存症の人で犯罪をしてしまった者等への支援

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

覚醒剤取締法違反による検挙者数は平成13年以降減少傾向にありますが、令和3年はなお年間約8,000人を数え、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっており、再犯率も他の犯罪類型に比べ高い傾向にあります。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。

イ 主な関連施策

障害者相談支援事業	
<p>基幹相談支援センター業務において、地域移行・地域定着の促進に取り組み、再犯防止推進法に基づく、障がい者等の再犯防止に関する相談業務を行います。</p> <p>また、静岡県地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設から退所した障がい者が適切な福祉サービスを利用できるように調整を行うとともに、受入れ先事業所に対する後方支援を行います。</p>	障害福祉企画課
依存症対策事業	
<p>関係機関の支援者や依存症当事者及びその家族に対し、依存症に関する知識の普及や技術援助、助言指導を行い、依存症者の早期発見、早期対応を図るとともに、当事者の回復プログラムを実施し、早期回復を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症関連問題研修会を年1回実施 ・家族のための依存症教室を年6回実施 ・ギャンブル依存集団回復プログラムを月2回実施 ・かかりつけ医依存症対応力向上研修会を年1回実施 <p>また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備し、静岡県と連携して人材育成や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を推進します。(一部委託)</p>	<p>こころの健康センター</p> <p>精神保健福祉課</p>

(3) 少年・若年者への支援

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

文部科学省によれば、高等学校への進学率は97パーセントを超えていますが、その一方で、少年院入院者の24.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行をきっかけに又は非行等に至る過程で高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の56.9パーセントが高等学校を中退している状況にあります。

こうしたことから、将来を担う少年たちの健全な育成を図るためには、学校での悩み事を早期に解決に導いたり、非行を未然に防いだりすることで、学校という居場所を失ったり、公的な支援に繋がりにくくなってしまったりすることのないようにすることが重要です。経済的に困窮している世帯の少年に対しても高校への進学等を支援します。

イ 主な関連施策

スクールカウンセラー活用事業	
いじめ、不登校又は問題行動等、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを小中学校及び高等学校に配置し、児童生徒、保護者等への相談活動を実施します。	教育総務課 児童生徒支援課
教育相談員活用事業	
教育相談員を小中学校に配置し、児童生徒に対して日常的な見守りや寄り添うことなどを通して、社会的自立に向けた支援を行います。	児童生徒支援課
スクールソーシャルワーカー活用事業	
小中学校及び高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	教育総務課 児童生徒支援課

少年補導の実施	
青少年の健全育成・非行の未然防止活動のための少年補導を、地域や関係機関と連携して実施しています。	教育総務課 青少年育成課

生活困窮者子どもの学習意欲向上事業	
市内の被保護者世帯及び生活困窮世帯の子どもが学習の習慣づけや進学意欲を持つことができるよう支援を実施し、高校への進学及び高校卒業後の就職・進学を後押しします。	福祉総務課 各福祉事務所 生活支援課

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要であると考えられます。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があります。

政府においては、「再犯防止推進計画」(平成29年12月策定)に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施してきました。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があることから、引き続きこれらを強化するとともに、指導・支援を更に推進していくことが重要であると考えられます。

イ 主な関連施策

配偶者暴力相談支援センター事業	
配偶者からの暴力を防止するとともに、配偶者から暴力を受けた被害者からの相談に応じたり、適切な相談機関につないだり、様々な支援を行います。	福祉総務課 男女共同参画 ・人権政策課
障害者相談支援事業	
再掲 56 ページ参照	障害福祉企画課
少年鑑別所の見学	
触法少年及びぐ犯少年(犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高い少年)について、法務少年支援センター(少年鑑別所)の見学を行い、再犯防止を図ります。	児童相談所

依存症対策事業	
再掲 56 ページ参照	こころの健康 センター 精神保健福祉課

精神保健福祉センターにおける相談事業	
こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談に対し、専門職が相談を実施します。	こころの健康 センター

電話相談事業（てるてるハート）	
メンタルヘルスに関する市民や家族の電話相談を実施します。	こころの健康 センター

児童虐待防止対策	
要保護児童対策地域協議会において要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携し、児童やその保護者に関する情報やリスクを踏まえた支援方針等を共有するとともに、支援内容や役割分担などの協議を行います。	子ども家庭課

児童相談所の役割について	
児童相談所は、ぐ犯少年及び14歳未満の触法少年について通告や送致を受け、調査・判定等をし、児童福祉司等による指導、児童福祉施設への入所、家庭裁判所への送致等を行います。	
児童相談所での非行相談の流れ	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談受付を行います 2. 関係者（学校等）から情報収集を行います 3. 児童と保護者への面接を行います 4. 面接及び心理検査の結果をフィードバックします 5. 改善がみられれば、訓戒誓約でケース終了となります 改善がみられても心配であれば、継続的に指導を行います 施設入所が必要であれば、入所への支援を行います 家庭裁判所への送致が必要であれば、送致します 	

【静岡市再犯防止推進事業について】

1 背景

犯罪や非行をした者等の中には、例えば刑務所を出た後に必要な行政の窓口での手続等を終えられないことで、福祉的な支援が受けられず、犯罪等を繰り返してしまう者が一定数います。そのため、犯罪や非行をした者等を福祉的な支援に繋げられる体制づくりが重要となります。



2 事業概要

各区の更生保護サポートセンターを市の再犯防止推進のためのセンターとしても位置付け、更生保護の経験が豊富な市民の方の協力を受け、刑務所や検察庁から依頼があった方等を対象に、行政の窓口での手続等につき添う支援を実施しています。

また、法務省の調査では、新受刑者の再入率は全国でも静岡県でも「2年未満」の者が最も多く、出所してすぐ、または出所して長期間経過した人よりも、2年以内に再犯をする人が多いという傾向があります。出所後、生活が安定してきた後も、社会の中で孤立させないために、一定期間以上の見守りを行う、息の長い伴走型の支援が必要であると言えます。

○再犯防止推進センターの設置

各区の更生保護サポートセンターを市の再犯防止推進のためのセンターとしても位置付けます。このセンターでは、市や国の機関と協力して、支援が必要な相談者が行政の手続きや支援窓口へ相談に行くのに付き添う市民の方（再犯防止推進員）をコーディネートします。

○再犯防止推進員の設置

市から委嘱を受け、支援が必要な相談者が行政の手続や支援窓口へ相談に行くのに付き添います。市民が市民に寄り添う支援によって、SDGs 未来都市として、市民と協働して「誰一人取り残さない」地域共生社会を実現していきます。

○再犯防止伴走型支援の実施

生活に困窮した方のよろず相談窓口である静岡市暮らし・しごと相談支援センターに再犯の防止をするための専門の相談員を配置します。同センターで実施している生活困窮者自立支援事業を通じて対象者が生活困窮状態を脱した後も、対象者が犯罪をした者等である場合に、出所から2年を目安とした伴走型の支援を行います。

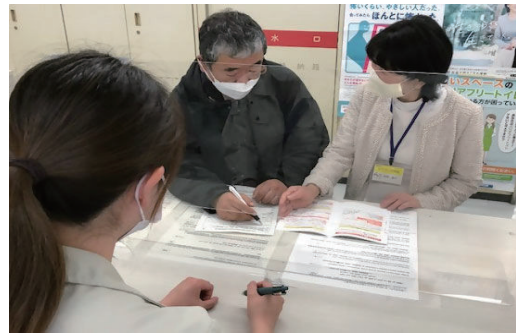
※これら以外に、再犯防止推進の理解者である市民をより広げていくために、再犯防止に関する支援者の養成等の事業についても新たに予定しています。

再犯防止相談支援事業 ①付添い支援

◆静岡市再犯防止推進員の声◆

私たち、再犯防止推進員（通称：よりそい支援員）は、罪を犯した後に釈放された人や施設を出所された人の行政等窓口の申請に同行し、手続きのお手伝いをしています。「相談窓口がわからない」「うまく説明ができないかもしれない」「初めての土地でどうしていいかわからない」など、不安を抱え、頼れる人もいない場合もあると思います。そういった人たちの気持ちに寄り添い、社会復帰の際のサポートをしています。

過去に過ちを犯してしまった人には、様々な事情や生きづらさを抱えている人たちがいます。出所・釈放後に更生し、社会の中でまた、色々な人たちと関わりを持ち支え合いながら暮らしていけるよう、応援する気持ちで携わっています。



再犯防止相談支援事業 ②伴走型支援

◆支援対象者の声◆

生活に困って万引きをしてしまい、釈放された後、所持金もなく、帰る家もありませんでした。よりそい相談支援員の方が関わってくれて、アパートが決まるまでの間、旅館に泊まれたので助かりました。その後、生活の立て直しのために、生活保護の申請にも、一緒に行ってもらったのが、心強かったです。アパートで一人暮らしを始めましたが、知っている人も仕事もなく、はじめはとても不安でした。

よりそい相談支援員の人と毎月会って話をしますが、仕事を探しのアドバイスをくれたり、健康のことも気にかけてくれたりして、ありがたいです。

自分ひとりだけでは、また元の暮らしに戻ってしまいそうですが、いつも応援してくれる周りの人がいるので、少しずつでも頑張りたいと思っています。

4. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。

しかしながら、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっては、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であることなどの課題があります。

また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び地域社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられます。再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため関心や理解を得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題に対応し、地域に暮らす人達の理解と協力を土台とした再犯の防止等に関する施策を推進するため、市民にとって身近な町内会や自治会の活動を通じた効果的な広報・啓発活動の在り方を検討していきます。

(2) 主な関連施策

競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置	
再掲 47 ページ参照	契約課

人権啓発活動	
スポーツ組織と連携・協力した人権啓発に関するイベントの開催や人権に関する講演会の実施等を通じて、人権尊重の考えを広め、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護を図ります。	男女共同参画 ・人権政策課

保護司会連絡協議会への補助	
更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し、補助金を交付し保護司や保護司会の活動を支援します。静岡市保護司会連絡協議会は、更生保護、犯罪予防を目的とする「社会を明るくする運動」や、薬物乱用防止等の啓発活動を実施しています。	福祉総務課

更生保護サポートセンターへの支援	
更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が地域の更生保護活動の拠点で、市や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で処遇活動及び地域活動を実施しています。本市では3つの保護区全ての更生保護サポートセンターが市有施設に設置されており、その目的外使用料を免除する等して活動を支援しています。	福祉総務課

感謝状の贈呈	
静岡市青少年育成センター事業として、補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労が顕著である方等に対し、市長から感謝状を贈呈しています。	青少年育成課

社会を明るくする運動の推進	
社会を明るくする運動を保護観察所、保護司会等と協力して推進します。	福祉総務課

再犯防止に関する支援者養成講座（新）	
市民向けに再犯防止の推進や更生保護の制度等について、連続講座を行い、再犯防止推進について理解のある市民を増やします。講座終了者は、希望により、再犯防止推進事業の「付添い支援」を行う「再犯防止推進員」として活動します。	福祉総務課

5. 国・民間団体等との連携強化

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組が実施されてきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となった一般市民を対象とした各種サービスの提供や民間団体による再犯防止の活動等を通じて行われることが想定されています。

再犯防止推進法の施行によって、市においても、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、再犯防止に関する施策を実施する責務を有することが明らかにされました。犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題に対応し、市が主体的に再犯の防止等に関する施策に取り組むため、静岡市再犯防止推進協議会を活用して、委員相互の情報交換や意見交換を行い、更生保護関係機関・団体のネットワークの構築を推進します。

(2) 主な関連施策

静岡刑務所仮釈放予定受刑者による公園清掃作業	
静岡刑務所に収容されている者のうち、受刑態度が良好等で仮釈放が予定されている者を対象に、静岡刑務所と協力して公園の清掃という社会貢献活動の機会を提供することで、受刑者の改善更生の意欲を高め、再犯防止を図ります。	公園整備課
関係会議への参加	
犯罪をした者等への支援を行うため、国、県、及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化し、再犯防止施策等を推進することを目的として、市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行います。	福祉総務課

静岡市再犯防止推進協議会の開催	
静岡市再犯防止推進計画及び再犯防止推進に関する事業の進捗管理のため国等関係機関や民間の支援団体、学識経験者等で構成する附属機関「静岡市再犯防止推進協議会」を開催します。	福祉総務課
社会を明るくする運動の推進	
再掲 65 ページ参照	福祉総務課
依存症対策事業	
再掲 56 ページ参照	こころの健康センター 精神保健福祉課

（参考）犯罪等に強いまちづくり

一般的な防犯施策の推進も、再犯防止にとって有効です。

静岡市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、誰もが安心して活動することができる安全な地域社会の実現に向けて、様々な取組を行っています。

例) 市民の防犯意識高揚のための啓発活動、青色防犯パトロール事業等

第5 計画の推進体制等

1 推進体制

保健福祉長寿局が中心となり、就労、住居、防犯、非行防止等に携わる関係部局と庁内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国、県、民間の関係機関・団体との連携協力のもと、再犯防止に係る施策を総合的に推進します。

2 進行管理

再犯防止施策の進行管理のため、行政の関係機関や民間の支援団体、学識経験者等で構成する常設の附属機関として「静岡市再犯防止推進協議会」を設置しています。

当該附属機関において、事業の計画（P）、実施（D）、実施状況の評価（C）、評価結果を踏まえた改善（A）のPDCAサイクルによる管理を行っています。

令和5年度～10年度は、本計画に沿って事業を実施し、実施した内容を年度ごとに評価して必要な改善を行います。

また、次期計画の見直しの際には、各年度の取組を踏まえ、設定した成果指標の達成度等を検証し、PDCAサイクルによる管理を行います。



(静岡市再犯防止推進協議会の様子)

第6 資料

再犯防止推進法概要版（法務省ホームページより）

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策

第1節 国の施策（第11条—第23条）

第2節 地方公共団体の施策（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被

被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福

祉サービスの利用に係る支援に関する事項

(4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

(5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援す

るため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあつせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。
(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 静岡市再犯防止推進協議会の組織等

1 開催日等

令和4年6月23日	第1回	静岡市再犯防止推進協議会	開催
10月27日	第2回	静岡市再犯防止推進協議会	開催
令和5年2月24日	第3回	静岡市再犯防止推進協議会	開催

2 委員一覧（50音順・敬称略）

	氏名等	所属等
1	天野 早苗	公募委員
2	泉谷 雅	スルガダルク 施設長
3	川島 徹也	静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長
4	後藤 清雄（委員長）	静岡県就労支援事業者機構 会長
5	齋藤 寧	清水地区協力雇用主会 事務局長
6	佐々木 敏明	公募委員
7	佐藤 智俊	静岡公共職業安定所 統括職業指導官
8	鈴木 久義	居住支援法人WAC清水さわやかサービス
9	鈴木 秀直	静岡地方検察庁 統括捜査官
10	津富 宏	静岡県立大学国際関係学部 教授
11	南部 圭一郎	静岡刑務所 統括矯正処遇官
12	間 光洋	静岡県弁護士会
13	松永 厚司（副委員長）	葵区保護司会 副会長
14	山田 博	公募委員
15	吉原 直深	静岡保護観察所 企画調整課長

3 市民意識調査の結果

1 調査の設計

- 1 調査地域 静岡市全域
- 2 対象 静岡市在住の18歳以上の市民無作為抽出
- 3 標本数 3,000人
- 4 調査方法 郵送配布、郵送回収・WEB回答
- 5 調査期間 令和4年6月1日～6月21日

2 調査の回収結果

発送数	郵送回収数	WEB回答	有効回収数※	有効回収率
3,000人	1,128人	239人	1,367人	45.6%

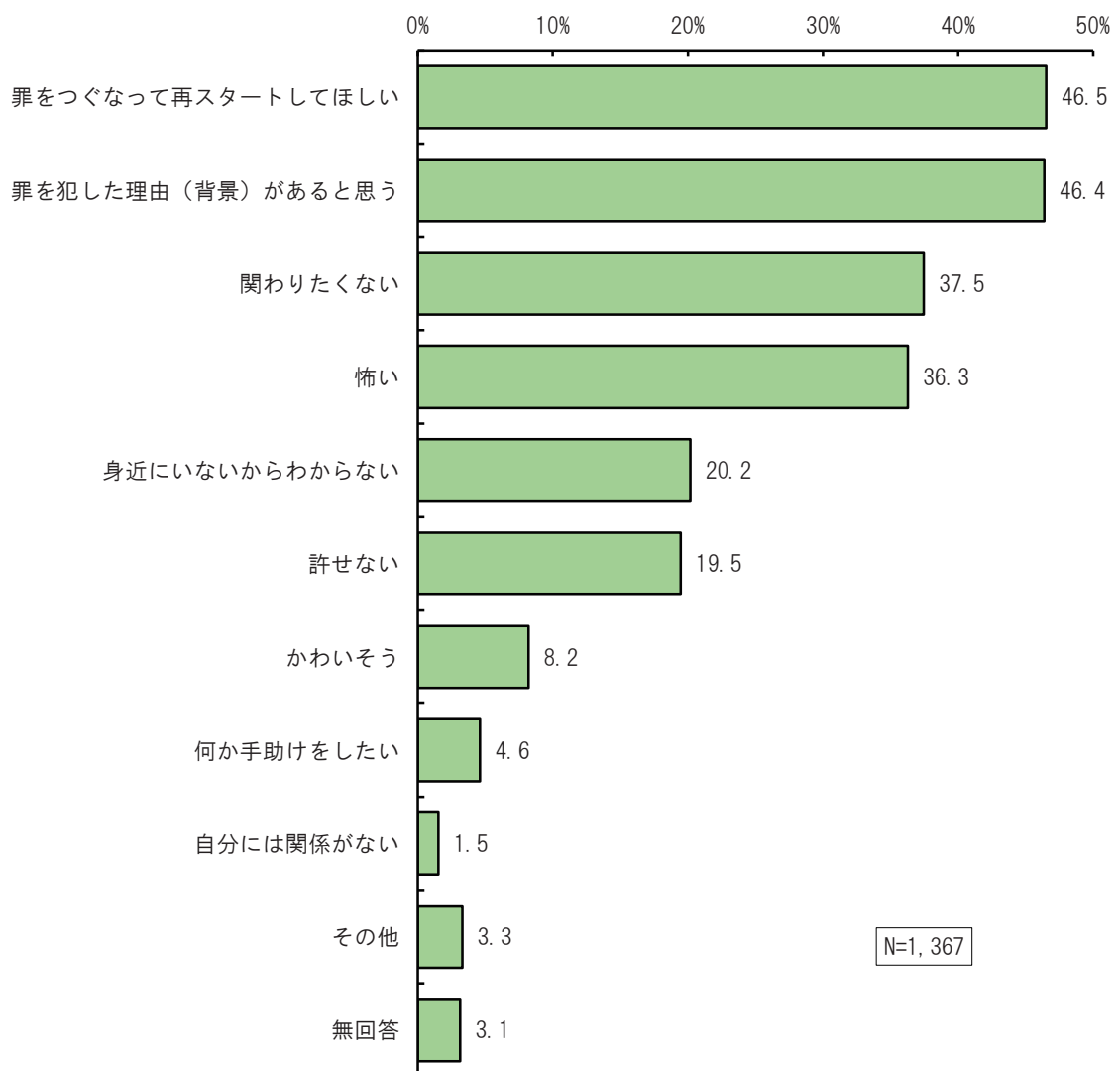
※有効回収数とは、調査票に全く記入の無い白票や回答が著しく少ないものなどを除いた数です。

3 調査結果の表示方法

- ・ 比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 基数となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

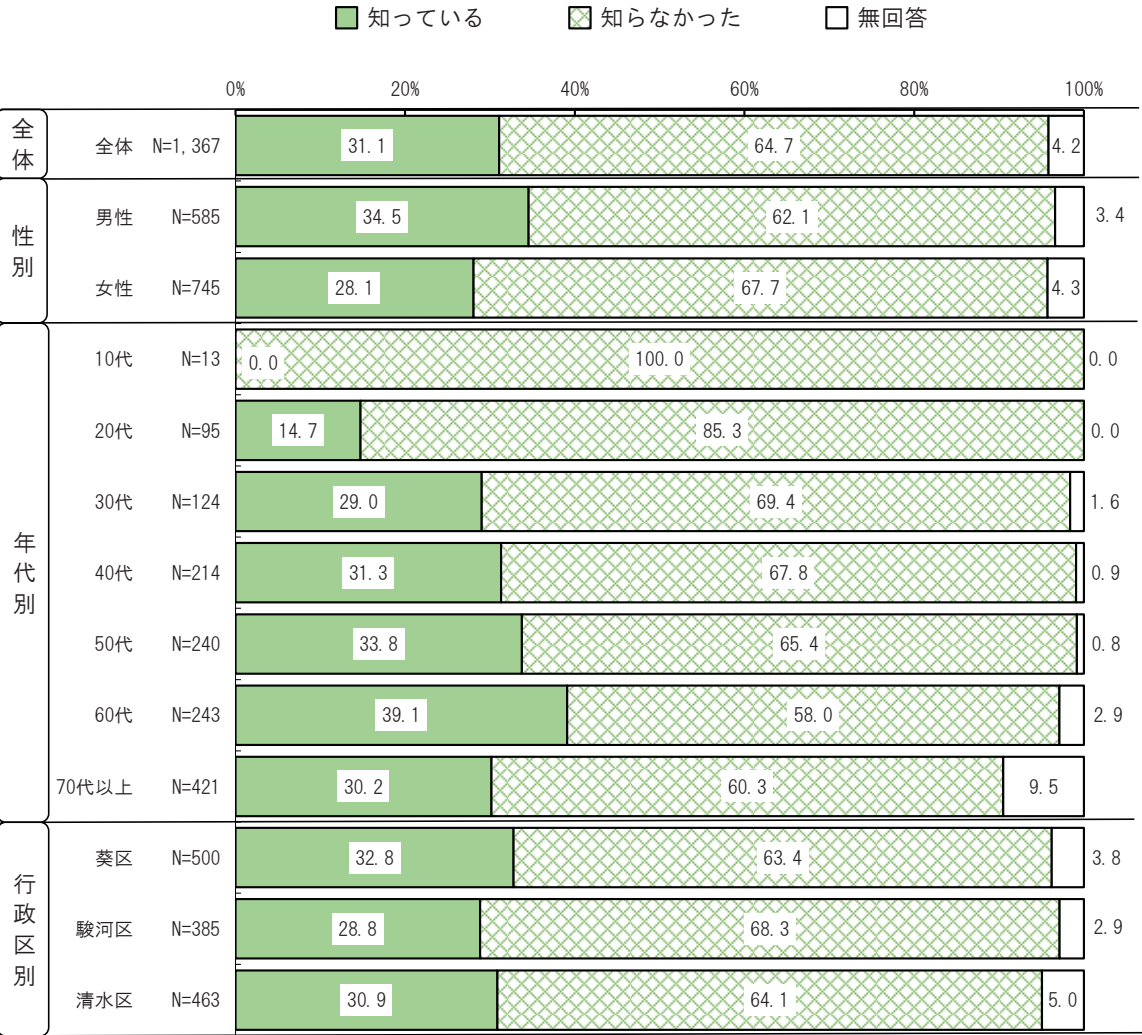
問1 犯罪や非行をした人に対してどのようなイメージを持っていますか。
(〇はいくつでも)

犯罪や非行をした人に対して持っているイメージについては、「罪をつぐなって再スタートしてほしい」46.5%と最も多く、次いで「罪を犯した理由（背景）があると思う」46.4%、「関わりたくない」37.5%、「怖い」36.3%、「身近にいないからわからない」20.2%となっています。



問2 犯罪をして検挙される人の数は年々減っていますが、半分近くの人が過去にも検挙されたことがある人ということを知っていますか。
 (○は1つ)
 (令和2年静岡市 検挙人数1,017人のうち499人が再犯者 割合では49.1%)

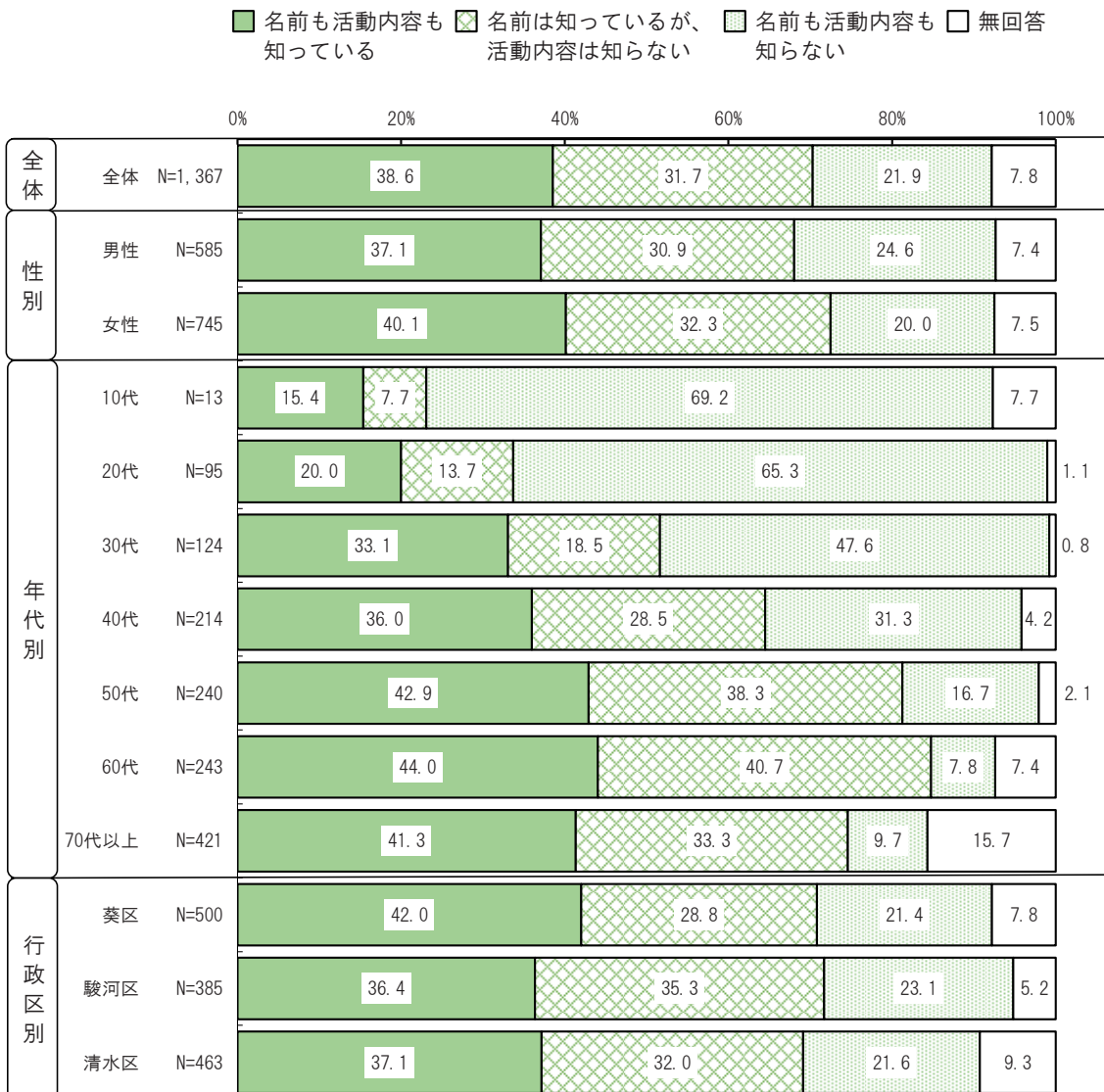
犯罪をした人の半分近くの人が過去にも検挙されたことがある人ということを知っているかについては、「知っている」31.1%、「知らなかった」64.7%となっています。



問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(〇は1つ)
 1. 保護司(犯罪や非行をした人の立ち直りを支える民間ボランティア。
 保護観察の中で指導や支援を行い、社会の中で更生を図る。)

保護司について知っているかについては、「名前も活動内容も知っている」38.6%と最も多く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」31.7%、「名前も活動内容も知らない」21.9%となっています。

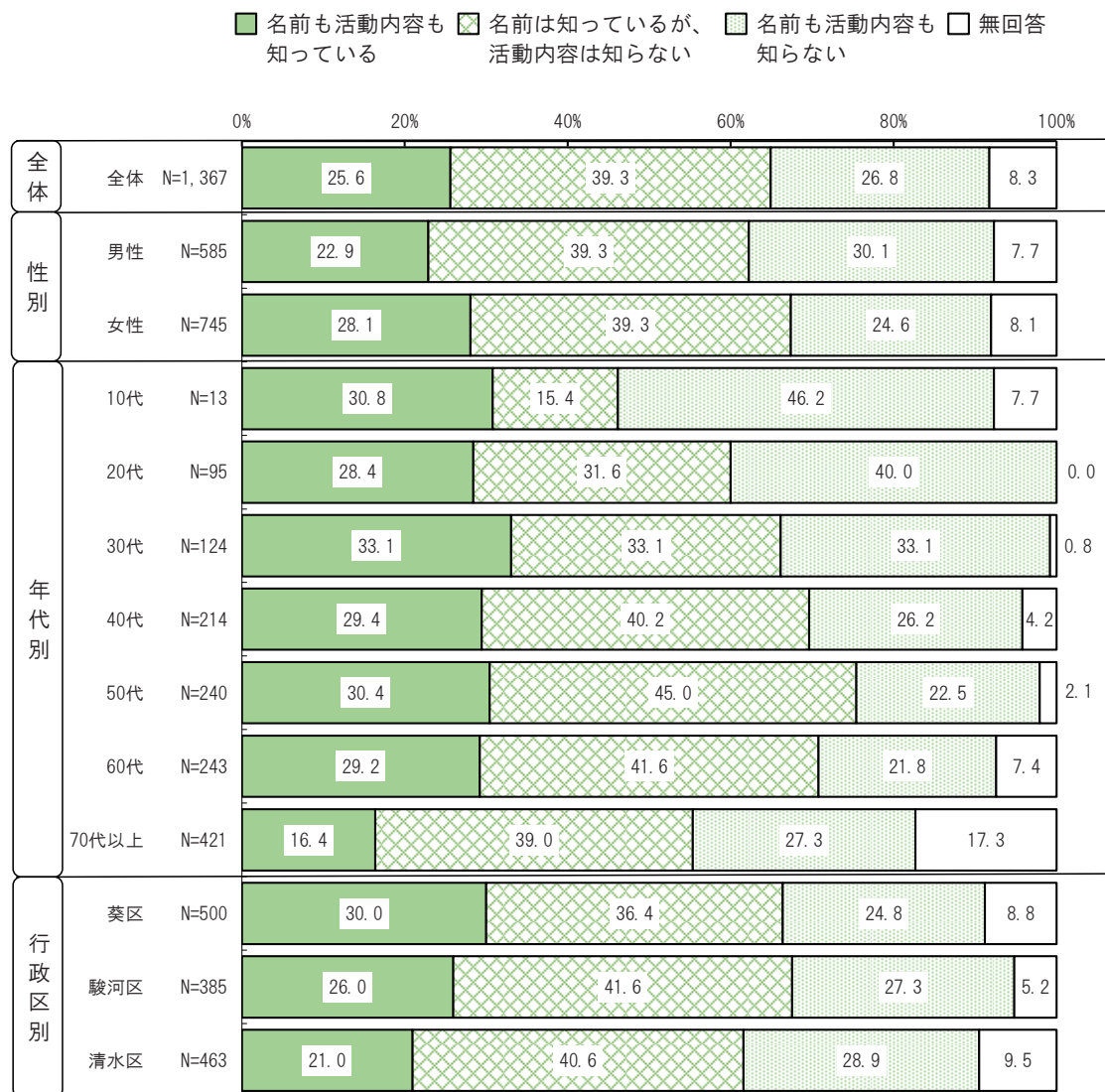
また、『知っている』(「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、活動内容は知らない」)は70.3%となっています。



問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(〇は1つ)
 2. 更生保護施設(出所してすぐに自立した生活をするのが難しい人
 たちに、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)

更生保護施設について知っているかについては、「名前は知っているが、活動内容は知らない」39.3%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知らない」26.8%、「名前も活動内容も知っている」25.6%となっています。

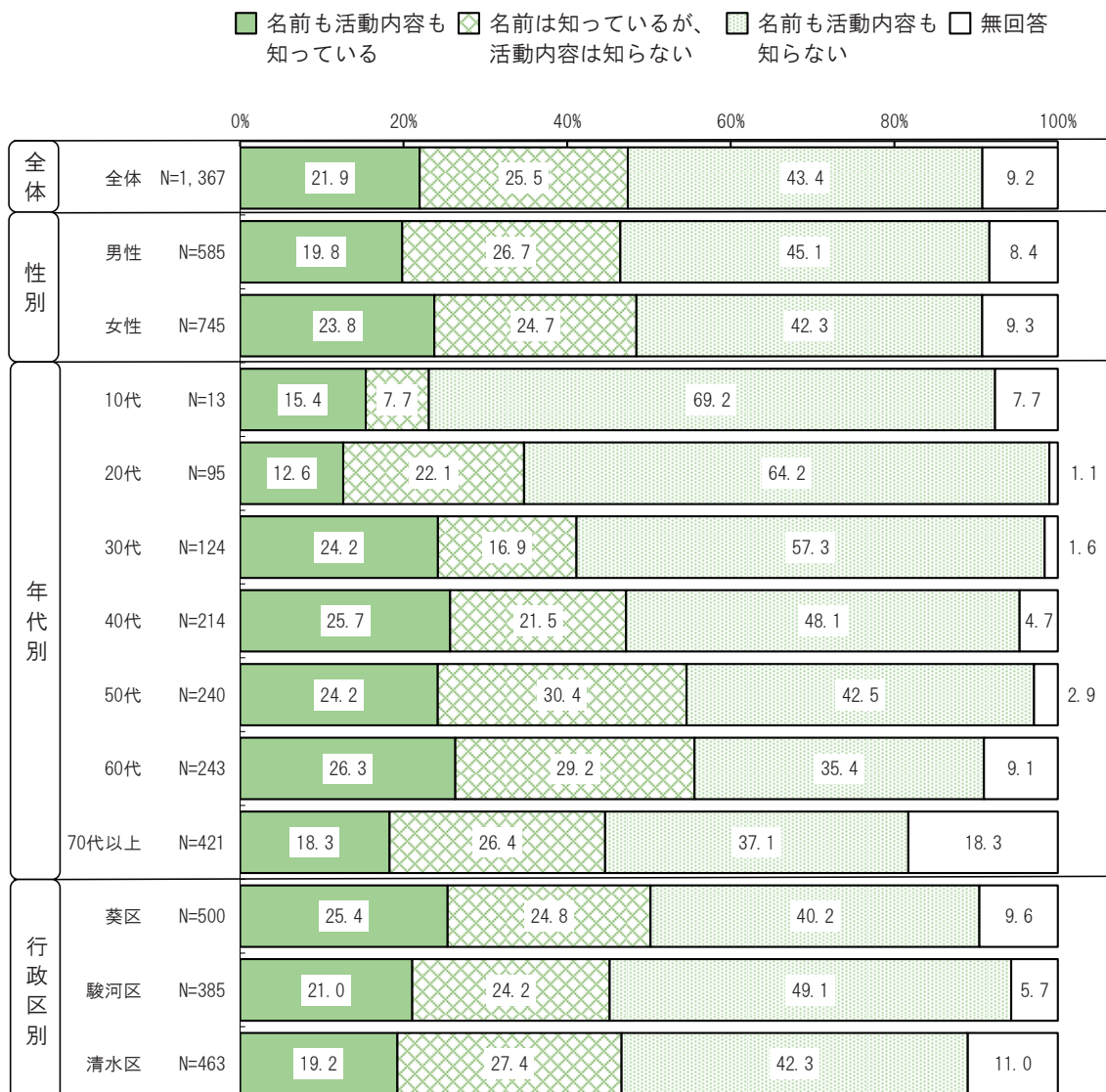
また、『知っている』(「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、活動内容は知らない」)は64.9%となっています。



問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(〇は1つ)
 3. 協力雇用主(犯罪や非行をした人の自立や社会復帰を応援するため、
 犯罪や非行をした人を積極的に雇用しようとする民間の事業主)

協力雇用主について知っているかについては、「名前も活動内容も知らない」
 43.4%と最も多く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」25.5%、
 「名前も活動内容も知っている」21.9%となっています。

また、『知っている』(「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、
 活動内容は知らない」)は47.4%となっています。

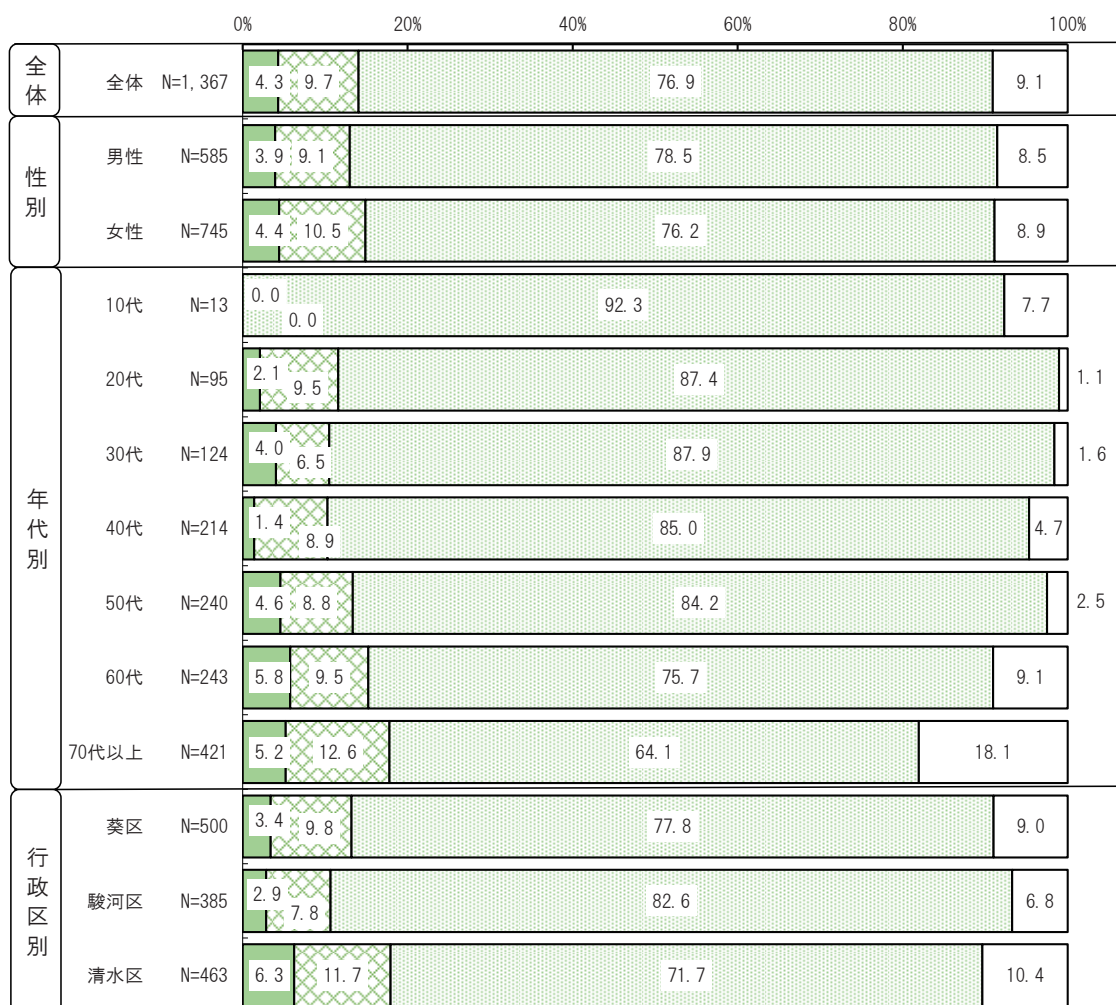


問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(○は1つ)
 4. 更生保護女性会（犯罪や非行をした人の更生を支援する女性のボランティア団体）

更生保護女性会について知っているかについては、「名前も活動内容も知らない」76.9%と最も多く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」9.7%、「名前も活動内容も知っている」4.3%となっています。

また、『知っている』（「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、活動内容は知らない」）は14.0%となっています。

■ 名前も活動内容も知っている ■ 名前は知っているが、活動内容は知らない ■ 名前も活動内容も知らない □ 無回答

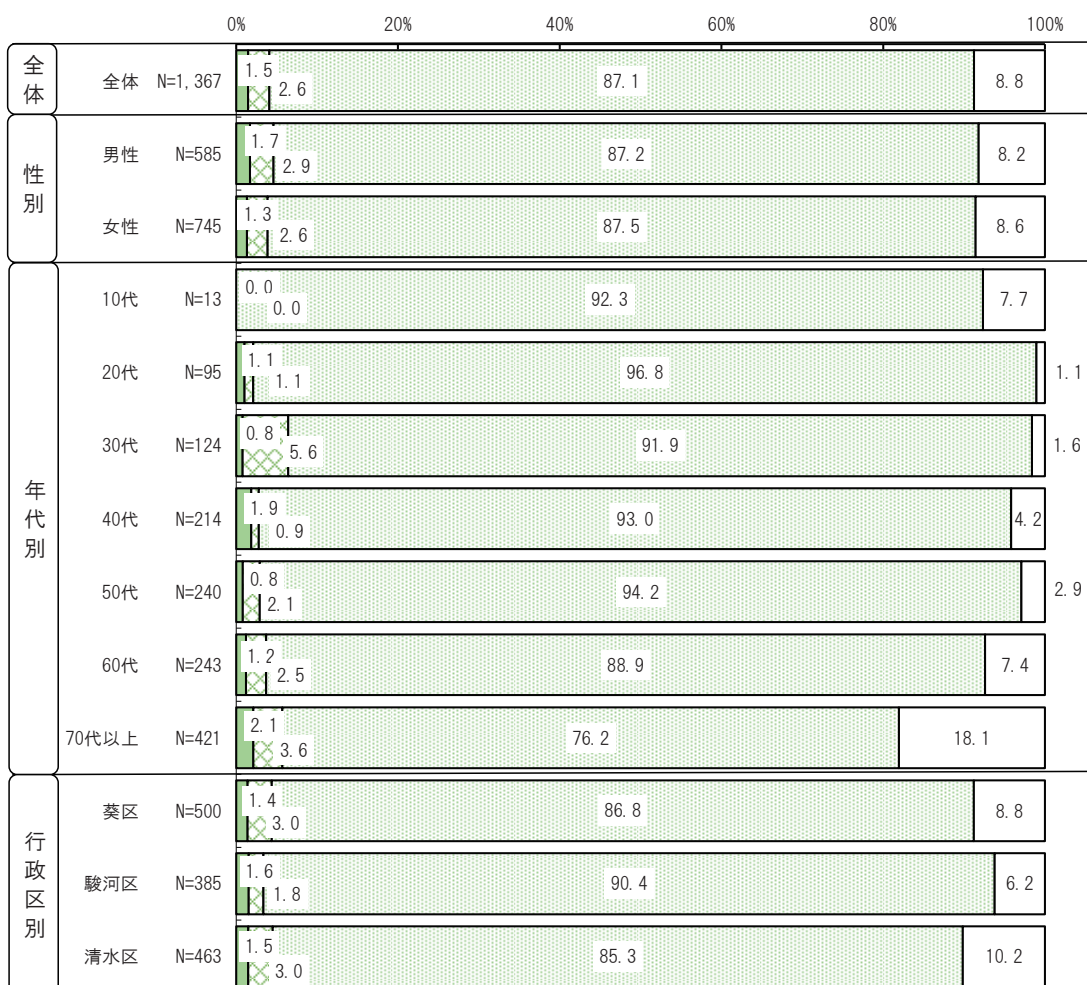


問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(○は1つ)
 5. BBS会 (Big Brothers and Sisters Movementの略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくのを支援する青年ボランティア団体)

BBS会について知っているかについては、「名前も活動内容も知らない」87.1%と最も多く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」2.6%、「名前も活動内容も知っている」1.5%となっています。

また、『知っている』（「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、活動内容は知らない」）は4.1%となっています。

■ 名前も活動内容も知っている ■ 名前は知っているが、活動内容は知らない ■ 名前も活動内容も知らない □ 無回答

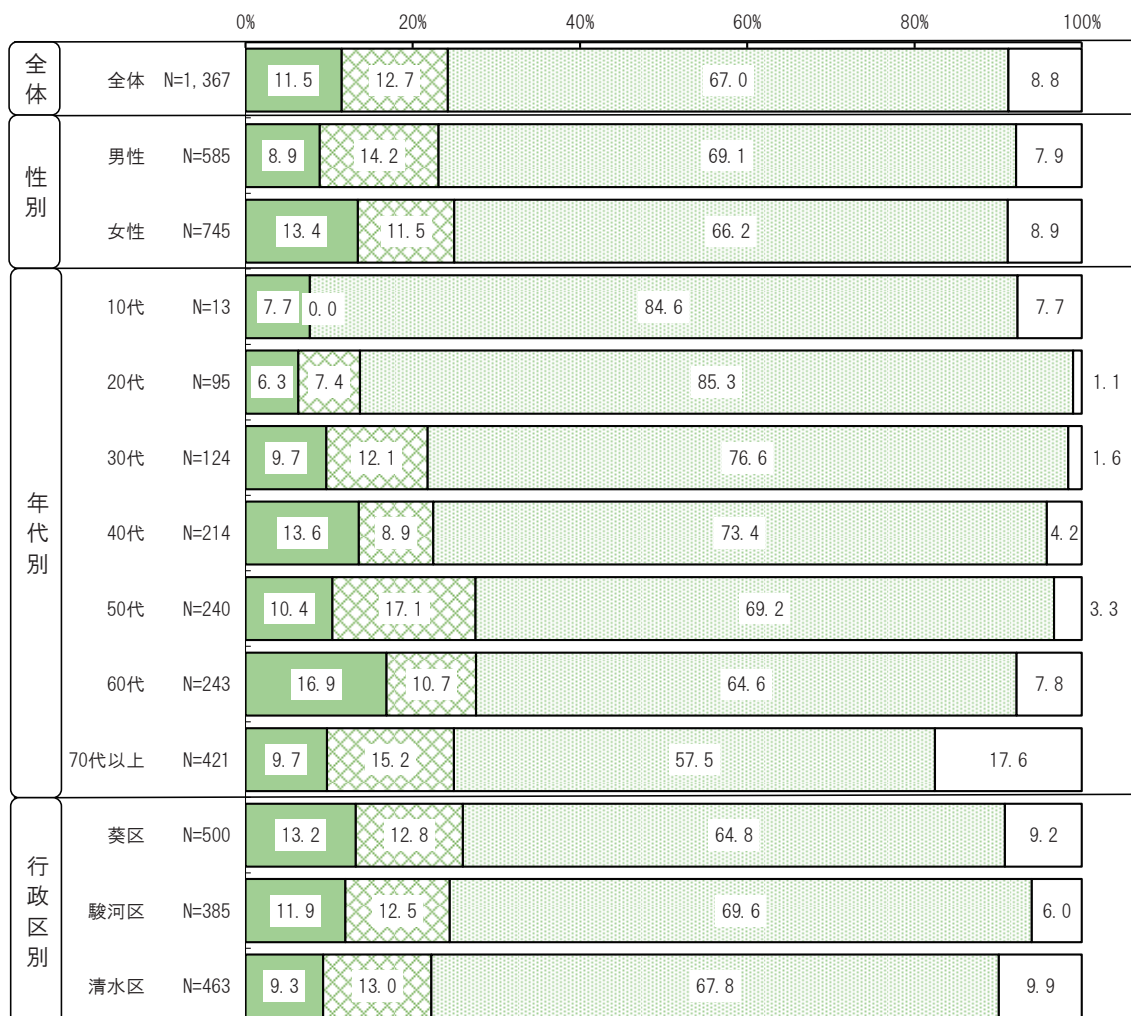


問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(○は1つ)
 6. 教誨師(きょうかいし) (刑務所や少年院で受刑者等に、過ちを悔い改めさせ、改心に導く宗教家)

教誨師(きょうかいし)について知っているかについては、「名前も活動内容も知らない」67.0%と最も多く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」12.7%、「名前も活動内容も知っている」11.5%となっています。

また、『知っている』(「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、活動内容は知らない」)は24.2%となっています。

■ 名前も活動内容も知っている ▨ 名前は知っているが、活動内容は知らない ▩ 名前も活動内容も知らない □ 無回答

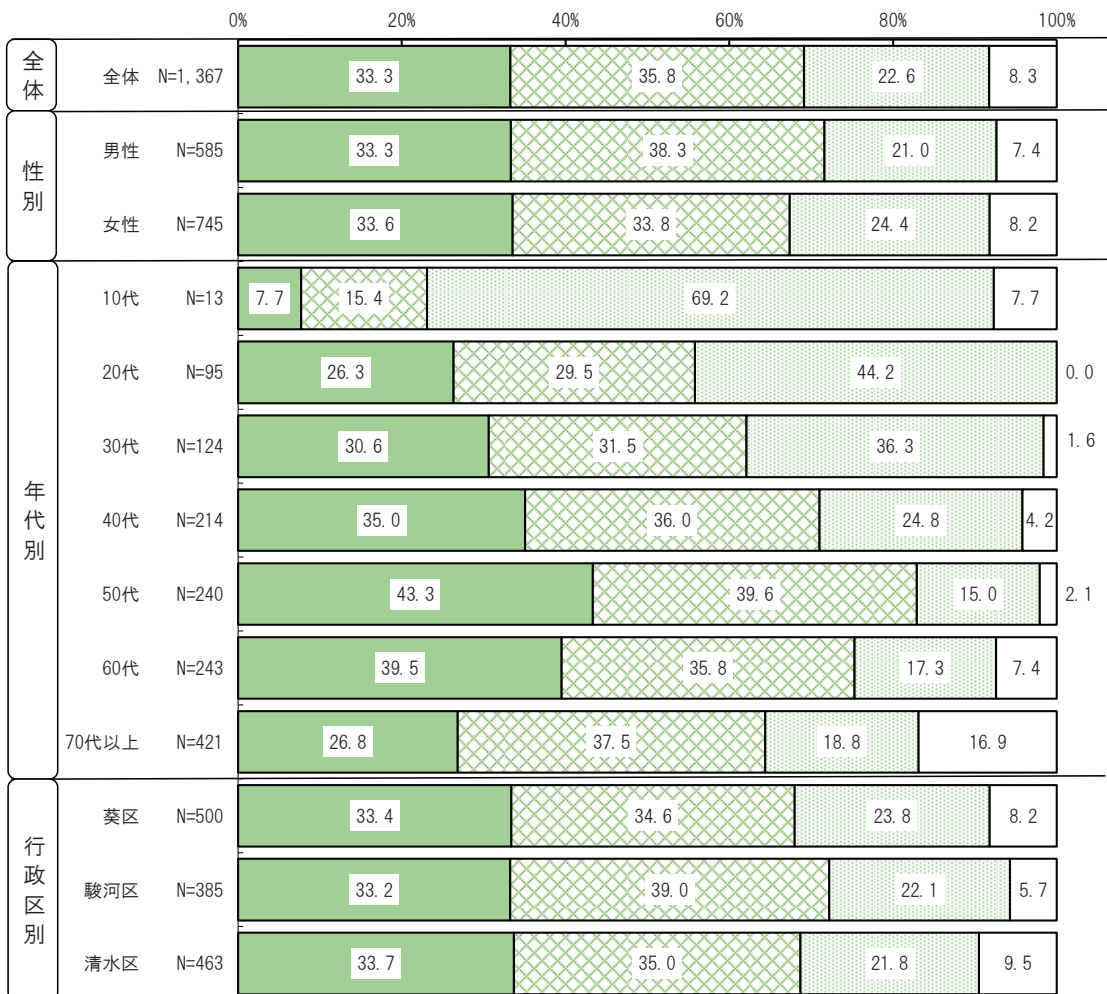


問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(○は1つ)
 7. 少年補導員（警察から委嘱を受け、地域における街頭補導活動等、
 非行防止活動を行うボランティア）

少年補導員について知っているかについては、「名前は知っているが、活動内容は知らない」35.8%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知っている」33.3%、「名前も活動内容も知らない」22.6%となっています。

また、『知っている』（「名前も活動内容も知っている」+「名前も活動内容も知らない」）は69.1%となっています。

■ 名前も活動内容も知っている ■ 名前は知っているが、活動内容は知らない ■ 名前も活動内容も知らない □ 無回答

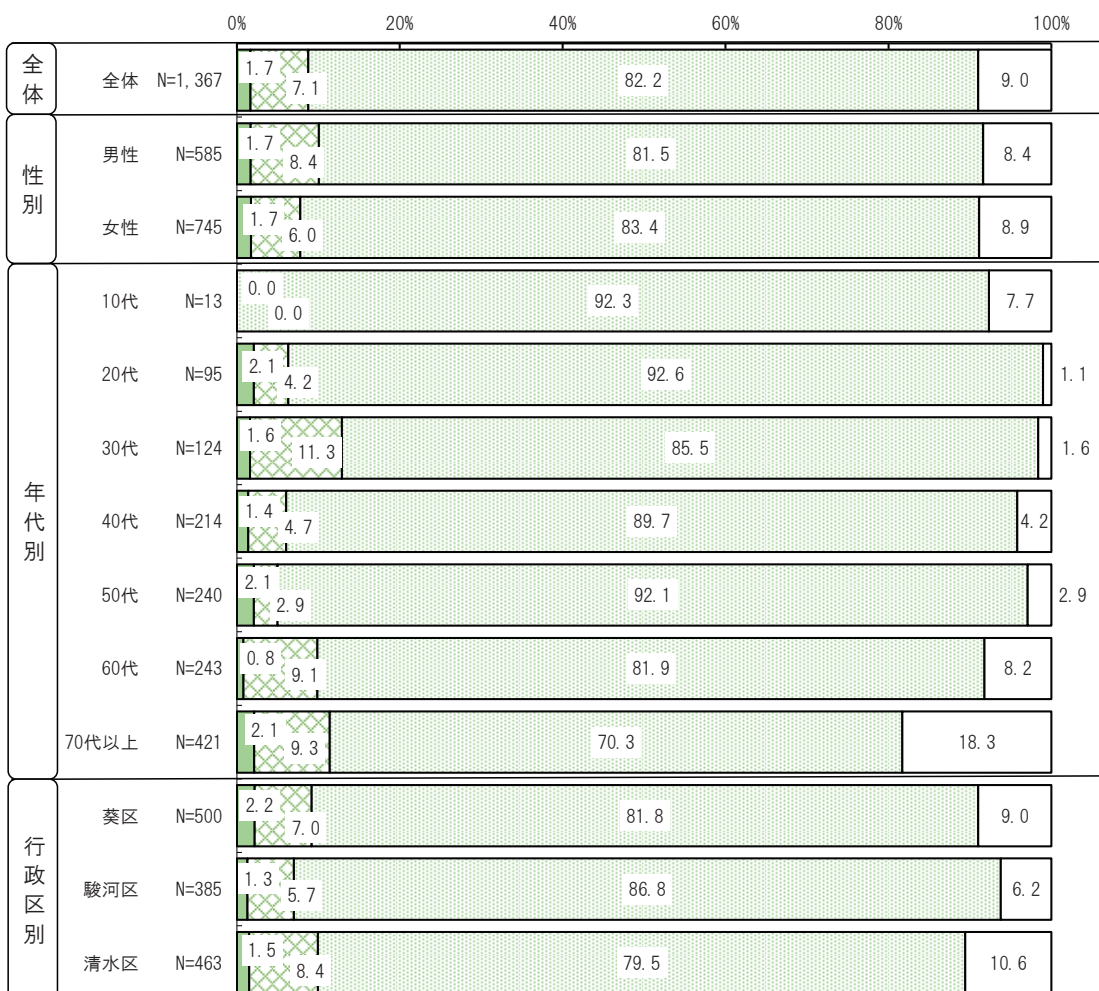


問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(〇は1つ)
 8. 静岡市よりそい支援員（保護観察等がつかない満期出所者や起訴猶予処分になった人が、行政の窓口等に申請手続を行う際に、付添いを行う市民ボランティア）

静岡市よりそい支援員について知っているかについては、「名前も活動内容も知らない」82.2%と最も多く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」7.1%、「名前も活動内容も知っている」1.7%となっています。

また、『知っている』（「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、活動内容は知らない」）は8.8%となっています。

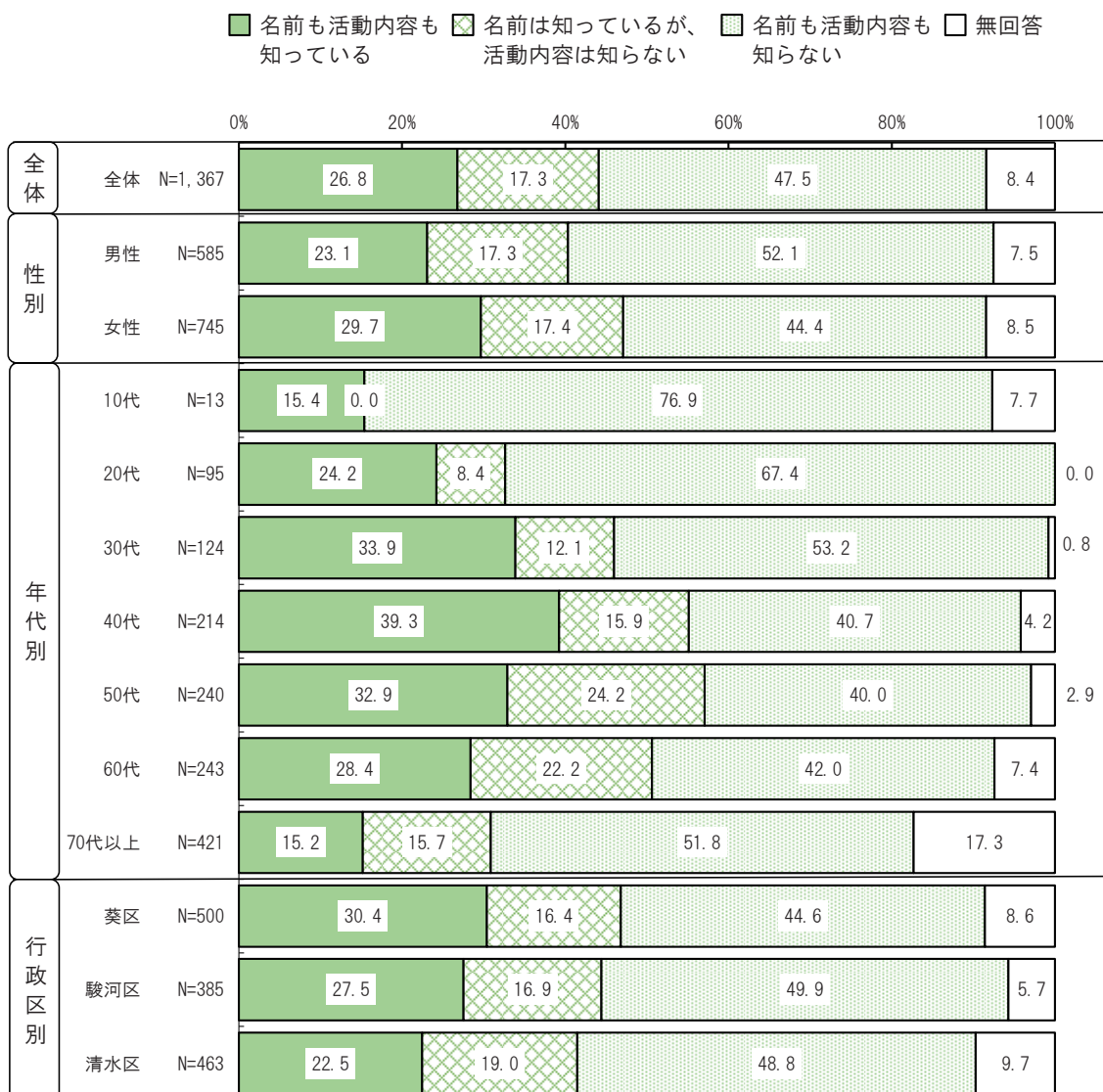
■ 名前も活動内容も知っている ■ 名前は知っているが、活動内容は知らない ■ 名前も活動内容も知らない □ 無回答



問3 再犯防止には、次のような人や団体、施設等が協力しています。
 人や団体、施設等について、どの程度知っていますか。(〇は1つ)
 9. ダルク（覚せい剤やドラッグなどの薬物依存から回復し、社会に復帰したい人達の手助けをするリハビリ施設）

ダルクについて知っているかについては、「名前も活動内容も知らない」47.5%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知っている」26.8%、「名前は知っているが、活動内容は知らない」17.3%となっています。

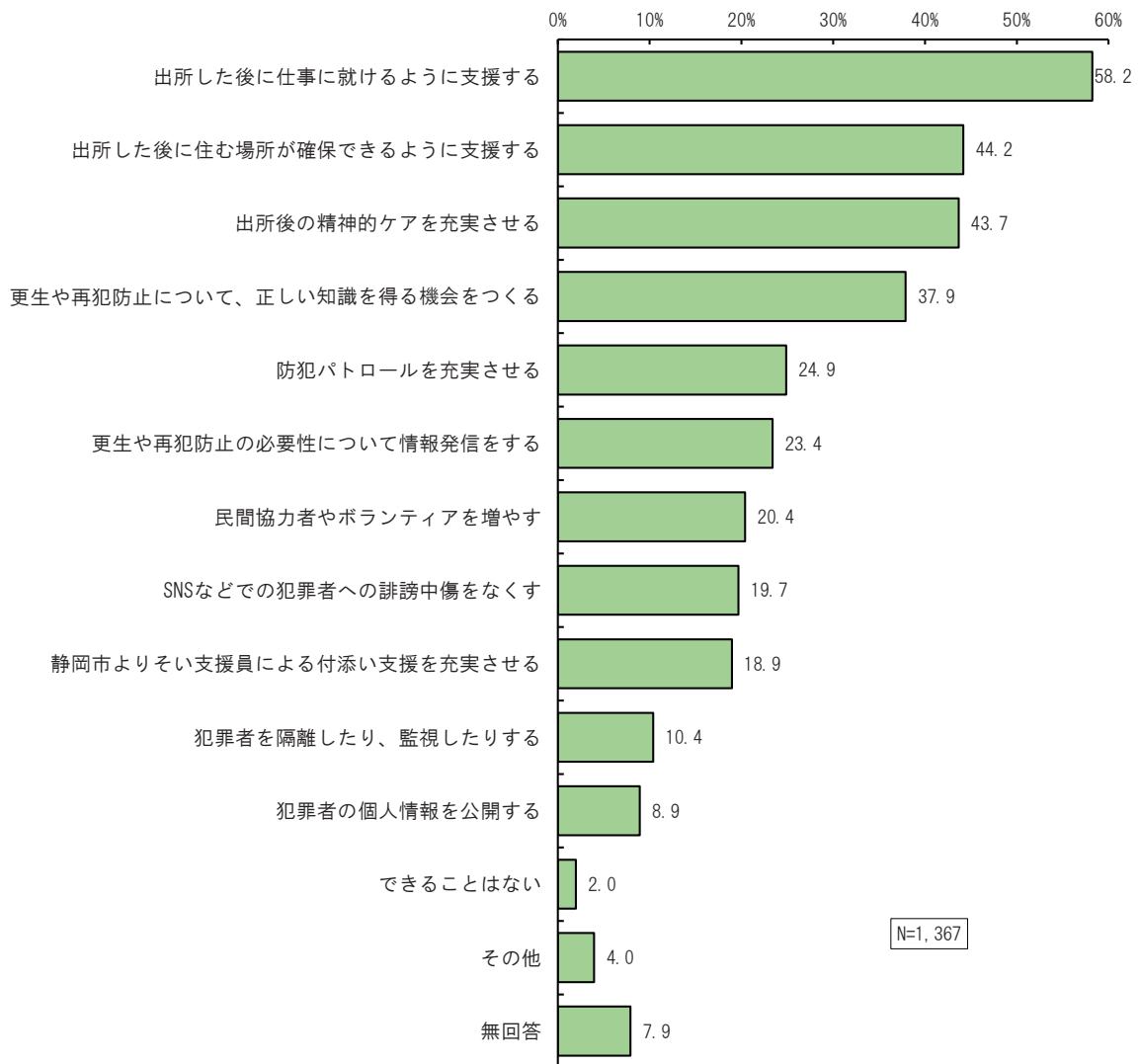
また、『知っている』（「名前も活動内容も知っている」+「名前は知っているが、活動内容は知らない」）は44.1%となっています。



問4 国や地方公共団体は、毎年7月を「再犯防止啓発月間」として定め、再犯防止推進に関する広報・啓発活動等の取組をしています。
再犯防止を推進するために有効な取組は何だと思えますか。
(〇はいくつでも)

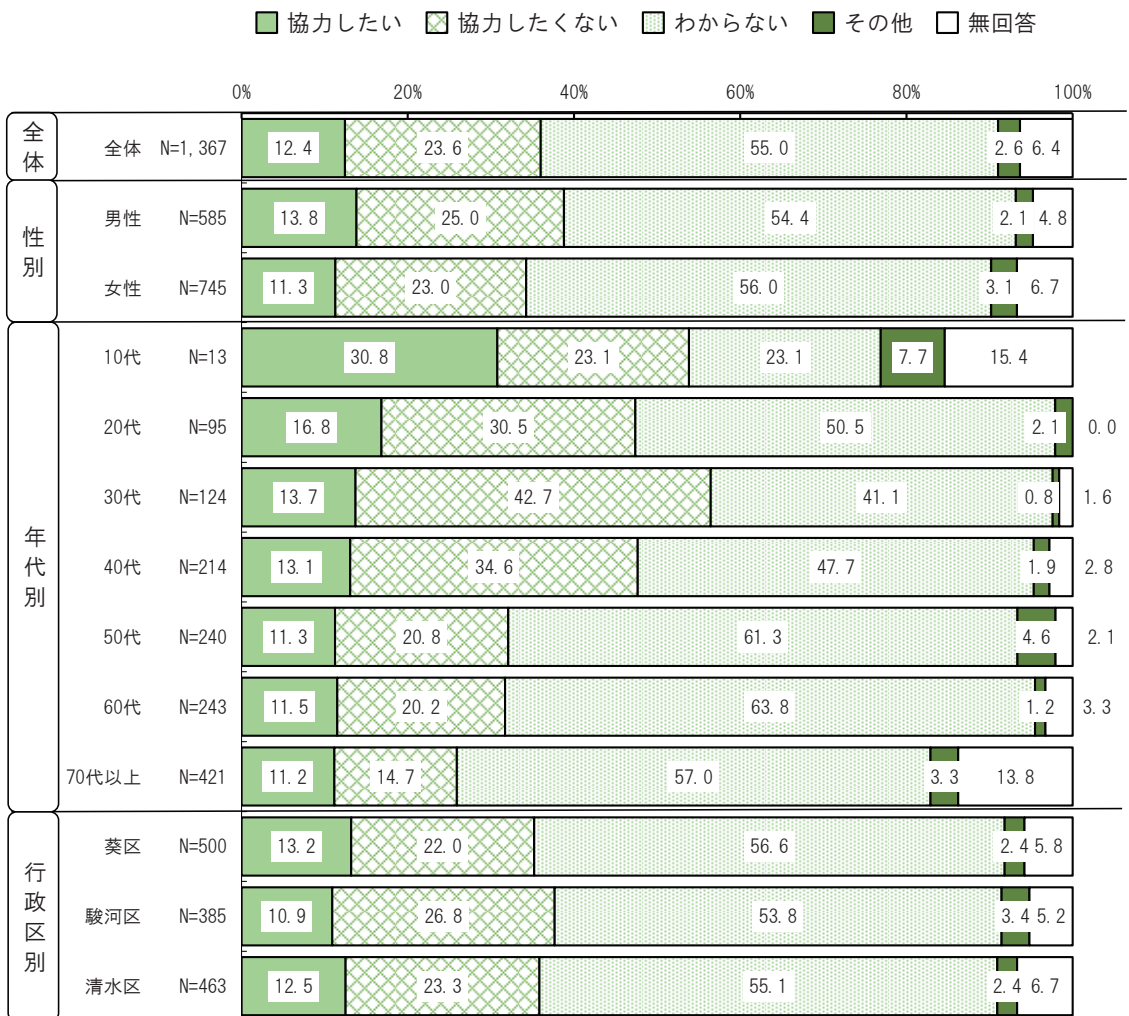
再犯防止を推進するために有効な取組については、「出所した後に仕事に就けるように支援する」58.2%と最も多く、次いで「出所した後に住む場所が確保できるように支援する」44.2%、「出所後の精神的ケアを充実させる」43.7%、「更生や再犯防止について、正しい知識を得る機会をつくる」37.9%、「防犯パトロールを充実させる」24.9%となっています。

また、「できることはない」は2.0%となっています。



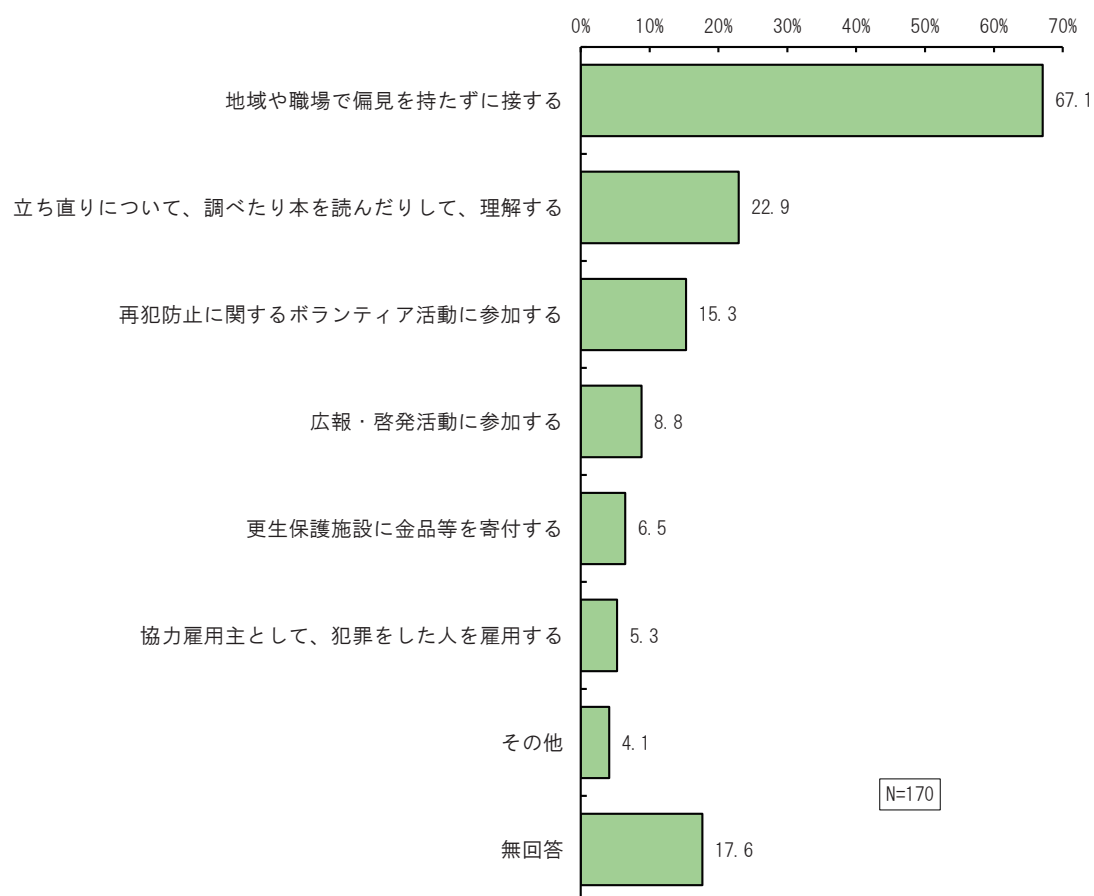
問5 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。
(○は1つ)

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについては、「わからない」55.0%と最も多く、次いで「協力したくない」23.6%、「協力したい」12.4%となっています。



問5で「1 協力したい」と回答した方に伺います。
問5-1 どのような形で協力をしたいと思いますか。(〇はいくつでも)

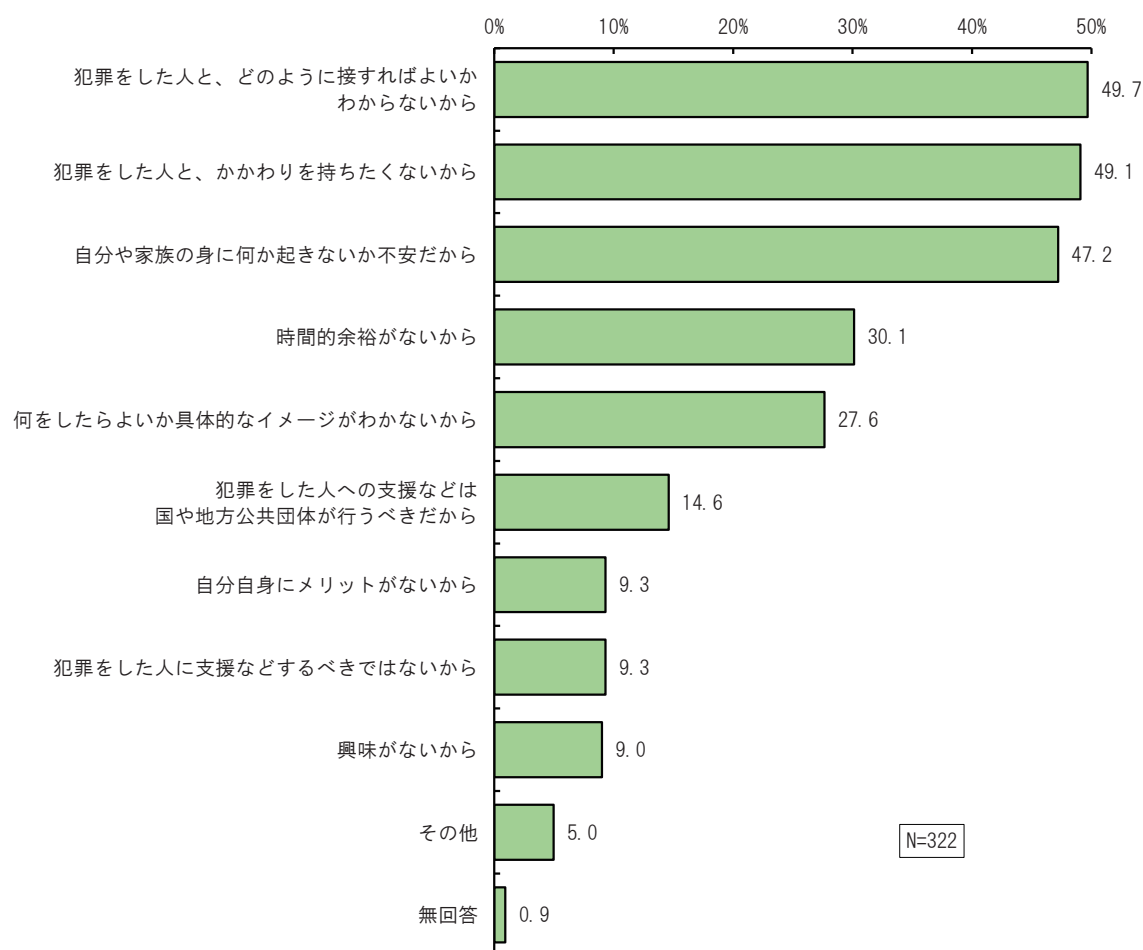
どのような形で協力をしたいと思うかについては、「地域や職場で偏見を持たずに接する」67.1%と最も多く、次いで「立ち直りについて、調べたり本を読んだりして、理解する」22.9%、「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」15.3%、となっています。

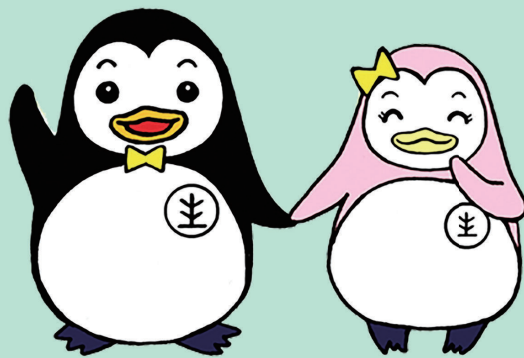


問5で「2 協力したくない」と回答した方に伺います。

問5-2 協力したくない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

協力したくない理由については、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」49.7%と最も多く、次いで「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」49.1%、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」47.2%、「時間的余裕がないから」30.1%、「何をしたらよいか具体的なイメージがわからないから」27.6%となっています。





(更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん：法務省)



静岡市

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

TEL：054-221-1366

FAX：054-221-1091